

平成18年第1回八峰町議会臨時会会議録（第1日）

平成18年5月15日（月曜日）

議事日程第1号

平成18年5月15日（月曜日）午前10時開会

- 第 1 仮議席の指定
- 第 2 選挙第 1号 議長選挙について
- 第 3 議席の指定
- 第 4 会議録署名議員の指名
- 第 5 会期の決定（2日間）
- 第 6 選挙第 2号 副議長選挙について
- 第 7 発議第 1号 八峰町議会事務局設置条例の制定について
- 第 8 発議第 2号 八峰町議会事務局庶務規程の制定について
- 第 9 発議第 3号 八峰町議会公印規程の制定について
- 第10 発議第 4号 八峰町議会委員会条例の制定について
- 第11 発議第 5号 八峰町会議規則の制定について
- 第12 発議第 6号 八峰町議会傍聴規則の制定について
- 第13 発議第 7号 八峰町議会広報発行規程の制定について
- 第14 選任第 1号 議会常任委員会委員の選任について
- 第15 選任第 2号 議会運営委員会委員の選任について
- 第16 選任第 3号 議会広報編集委員の選任について
- 第17 選挙第 3号 能代山本広域市町村圏組合議会議員の選挙について
- 第18 選挙第 4号 能代市山本郡養護老人ホーム組合議会議員の選挙について
- 第19 推薦第 1号 農業委員の推薦について
- 第20 議案第 1号 専決処分事項の報告について
(八峰町役場の位置に関する条例ほか158件)
- 第21 議案第 2号 専決処分事項の報告について
(八峰町の区域内の字の名称変更)

- 第 2 2 議案第 3 号 専決処分事項の報告について
(八峰町と秋田県との間の公平委員会の事務の委託)
- 第 2 3 議案第 4 号 専決処分事項の報告について
(八峰町と能代山本広域市町村圏組合との間の能代山本広域青少年の家及び能代山本広域野球場の事務の受託)
- 第 2 4 議案第 5 号 専決処分事項の報告について
(八峰町住民が能代市斎場を利用すること)
- 第 2 5 議案第 6 号 専決処分事項の報告について
(八峰町の指定金融機関の指定)
- 第 2 6 議案第 7 号 専決処分事項の報告について
(秋田県農業信用基金協会の会員となること)
- 第 2 7 議案第 8 号 専決処分事項の報告について
(秋田県漁業信用基金協会の会員となること)
- 第 2 8 議案第 9 号 専決処分事項の報告について
(平成 1 7 年度八峰町一般会計暫定予算)
- 第 2 9 議案第 1 0 号 専決処分事項の報告について
(平成 1 7 年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計暫定予算)
- 第 3 0 議案第 1 1 号 専決処分事項の報告について
(平成 1 7 年度八峰町老人保健特別会計暫定予算)
- 第 3 1 議案第 1 2 号 専決処分事項の報告について
(平成 1 7 年度八峰町介護保険事業勘定特別会計暫定予算)
- 第 3 2 議案第 1 3 号 専決処分事項の報告について
(平成 1 7 年度八峰町沢目財産区特別会計暫定予算)
- 第 3 3 議案第 1 4 号 専決処分事項の報告について
(平成 1 7 年度八峰町埴川財産区特別会計暫定予算)
- 第 3 4 議案第 1 5 号 専決処分事項の報告について
(平成 1 7 年度八峰町土地取得特別会計暫定予算)
- 第 3 5 議案第 1 6 号 専決処分事項の報告について
(平成 1 7 年度八峰町簡易水道事業特別会計暫定予算)

- 第 3 6 議案第 1 7 号 専決処分事項の報告について
(平成 1 7 年度八峰町公共下水道事業特別会計暫定予算)
- 第 3 7 議案第 1 8 号 専決処分事項の報告について
(平成 1 7 年度八峰町農業集落排水事業特別会計暫定予算)
- 第 3 8 議案第 1 9 号 専決処分事項の報告について
(平成 1 7 年度八峰町漁業集落排水事業特別会計暫定予算)
- 第 3 9 議案第 2 0 号 専決処分事項の報告について
(平成 1 7 年度八峰町営診療所特別会計暫定予算)
- 第 4 0 議案第 2 1 号 専決処分事項の報告について
(一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例)
- 第 4 1 議案第 2 2 号 専決処分事項の報告について
(八峰町税条例の一部を改正する条例)
- 第 4 2 議案第 2 3 号 専決処分事項の報告について
(八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 第 4 3 議案第 2 4 号 専決処分事項の報告について
(八峰町介護保険条例の全部を改正する条例)
- 第 4 4 議案第 2 5 号 専決処分事項の報告について
(平成 1 8 年度八峰町一般会計暫定予算)
- 第 4 5 議案第 2 6 号 専決処分事項の報告について
(平成 1 8 年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計暫定予算)
- 第 4 6 議案第 2 7 号 専決処分事項の報告について
(平成 1 8 年度八峰町老人保健特別会計暫定予算)
- 第 4 7 議案第 2 8 号 専決処分事項の報告について
(平成 1 8 年度介護保険事業勘定特別会計暫定予算)
- 第 4 8 議案第 2 9 号 専決処分事項の報告について
(平成 1 8 年度八峰町沢目財産区特別会計暫定予算)
- 第 4 9 議案第 3 0 号 専決処分事項の報告について
(平成 1 8 年度八峰町埴川財産区特別会計暫定予算)
- 第 5 0 議案第 3 1 号 専決処分事項の報告について
(平成 1 8 年度八峰町土地取得特別会計暫定予算)

- 第51 議案第32号 専決処分事項の報告について
(平成18年度八峰町簡易水道事業特別会計暫定予算)
- 第52 議案第33号 専決処分事項の報告について
(平成18年度八峰町公共下水道事業特別会計暫定予算)
- 第53 議案第34号 専決処分事項の報告について
(平成18年度八峰町農業集落排水事業特別会計暫定予算)
- 第54 議案第35号 専決処分事項の報告について
(平成18年度八峰町漁業集落排水事業特別会計暫定予算)
- 第55 議案第36号 専決処分事項の報告について
(平成18年度八峰町営診療所特別会計暫定予算)
- 第56 議案第37号 専決処分事項の報告について
(八峰町の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約)
- 第57 議案第38号 専決処分事項の報告について
(八峰町の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約)
- 第58 議案第39号 公有水面埋立について
-

出席議員(16人)

1番 松岡清悦	2番 大山義昭	3番 石塚正一
4番 今井一政	5番 佐藤克實	6番 丸山あつ子
7番 門脇直樹	8番 菊地 薫	9番 福司憲友
10番 鈴木一彦	11番 柴田正高	12番 芦崎達美
13番 木藤 實	14番 見上政子	15番 須藤正人
16番 阿部栄悦		

欠席議員(0人)

説明のため出席した者

町 長	加藤和夫	教 育 長	伊勢富雄
総務課長	皆川鉄也	収入役室長	金谷 茂
企画財政課長	須藤徳雄	税務課長	佐々木 充
管財課長	木村 学	産業振興課長	武田 武

農業振興課長	米 森 昭 一	農業委員会事務局長	松 森 尚 文
建設課長	辻 正 英	上下水道課長	高 宮 建 一
教育次長	伊 藤 進	福祉課長	佐 藤 弘
保健衛生課長	金 平 嘉 孝	八峰町民サービス課長	小 林 孝 一
峰浜町民サービス課長	嶋 津 宣 美	学校教育課長	伊 勢 均
生涯学習課長	齊 藤 英市郎	峰浜公民館長	福 司 和 明
学校給食センター所長	加賀谷 敏 一	子ども園園長	小 林 慶 範

議会事務局職員出席者

議会事務局長 岡 田 辰 雄

午前10時00分 開 会

○議会事務局長（岡田辰雄君） 皆さん、おはようございます。八峰町議会事務局長予定者の岡田でございます。

本臨時会は、合併後及び八峰町議会議員一般選挙後初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

それでは、年長の阿部栄悦議員さんをご紹介します。阿部さん、どうぞお願いいたします。

○臨時議長（阿部栄悦君） ただいま紹介された阿部栄悦でございます。地方自治法第107条の規定によって臨時に議長の職務を行いますので、よろしくお願いいたします。

ただいまより平成18年第1回八峰町議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

議事の進行につきましては、八峰町議会会議規則がまだ制定されておられません。よって、本議会は標準町村議会会議規則により進行したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、本議会は標準町村議会会議規則により進行いたします。

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

日程第2、選挙第1号、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

○臨時議長（阿部栄悦君） ただいまの出席議員数は16名であります。

次に、立会人を指名します。

標準町村議会会議規則第32条第2項の規定により、1番須藤正人君、2番大山義昭君、3番石塚正一君の3名を立会人に指名します。

投票用紙を配ります。

念のために申し上げます。投票は単記無記名で行います。

(投票用紙配付)

○議会事務局長（岡田辰雄君） 皆様の選挙第1号の臨時議長の隣りの空白の欄に「阿部栄悦」とお書きいただきたいと思えます。

それでは、よろしく願いいたします。

○臨時議長（阿部栄悦君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長（阿部栄悦君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱確認)

○臨時議長（阿部栄悦君） ただいま投票箱を点検していただきました。異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

(投票)

○臨時議長（阿部栄悦君） 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長（阿部栄悦君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。須藤正人君、大山義昭君、石塚正一君、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

○臨時議長（阿部栄悦君） 選挙の結果を報告します。

投票総数16票、有効投票15票、無効投票1票。無効投票のうち、白票1票です。有効投票のうち、阿部栄悦君10票、芦崎達美君4票、見上政子さん1票。

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は4票です。したがって、阿部栄悦君が議長に当選されました。議場の出入口を開きます。議場を開いてください。

(議場解鎖)

○臨時議長（阿部栄悦君） ただいま議長に当選されました阿部栄悦君が議長におられます。ただいまの議長選挙において議長に当選されたことを、標準町村議会会議規則第33条第2項の規定により、口頭で告知します。

議長就任のあいさつをいたします。

○議長（阿部栄悦君） ただいま皆様からの投票によりまして議長に就任することになりました。心から感謝を申し上げます。同時に皆様に心からの御礼も申し上げたいと思います。

議長を引き受けたからには、新しく合併しました八峰町がこの合併によって本当に住民がよかったなと思える、そういうまちをつくるために一生懸命頑張ってまいりたいと思っております。同時に皆様と手を携えて、議会人として住民に恥ずかしくないよう一生懸命公の立場で頑張ってまいりたいと思います。

どうか今後ともよろしくご指導のほど、そしてご協力を賜りますよう心からお願いを申し上げまして、あいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

以上をもちまして、臨時議長の職務は終了いたしましたので降壇することになるわけです。新しい議長が登壇して、前の臨時議長が降壇して新しい議長がここに着席するという順序になるわけですが、今回の場合たまたま同一人であるので、そのことを省略させて進行いたしたいと思っております。

ただいまから議長運営にあたらせていただきます。よろしく願いいたします。

日程第3、議席の指定を行います。

議席は、4月27日に開催した議員懇談会での申し合わせにより、ただいま着席のとおり指定することといたします。同じく申し合わせにより、副議長は15番、議長は16番としますので、当該議員は席の移動をお願いします。

副議長選挙はまだ行っておりませんので、議長の席だけ移動していただきます。

日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、標準町村議会会議規則第120条の規定により、4番今井一政君、5番佐藤克實君、6番丸山あつ子さんの3名を指名します。

暫時休憩いたします。

午前10時14分 休 憩

.....
午前10時15分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

日程第5、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日から5月16日までの2日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から5月16日までの2日間に決定いたしました。

日程第6、選挙第2号、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（阿部栄悦君） ただいまの出席議員数は16名であります。

次に、立会人を指名します。

標準町村議会会議規則第32条第2項の規定により、7番門脇直樹君、8番菊地 薫君、9番福司憲友君の3名を立会人に指名します。

投票用紙を配ります。

念のために申し上げます。投票は単記無記名でございます。

（投票用紙配付）

○議長（阿部栄悦君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱確認)

○議長（阿部栄悦君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

(投票)

○議長（阿部栄悦君） 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（阿部栄悦君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。門脇直樹君、菊地 薫君、福司憲友君、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長（阿部栄悦君） 選挙の結果を報告します。

投票総数16票、有効投票16票、無効投票ゼロ。有効投票のうち、須藤正人君15票、菊地 薫君1票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。したがって、須藤正人君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議場解鎖)

○臨時議長（阿部栄悦君） ただいま副議長に当選されました須藤正人君が議場におられます。ただいまの副議長選挙において副議長に当選されたことを、標準町村議会会議規則第33条第2項の規定により、口頭で告知します。

副議長就任のあいさつをいたします。

○副議長（須藤正人君） ただいま八峰町議会の副議長という重い役割を担うことになりました。今、身の引き締まる思いであります。まして通せず、考え方の違いや意見の食い違い、これから多々あろうかと思えます。しかしながら、和をもってなすことを念頭に置きながら議長を補佐し、皆様のご指導を賜りながら八峰町発展のために頑張ってまいりたいと思っております。

未熟ではありますが、誠心誠意務めさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。

○議長（阿部栄悦君） 町長より発言を求められておりますので、これを許します。加藤和夫町長。

○町長（加藤和夫君） 皆さん、おはようございます。田植え作業も最盛期を迎えるとともに、当たる風にも初夏を感じさせるこのごろとなりました。

本日は、記念すべき第1回八峰町議会臨時会を開催しましたところ、議員各位におかれましては大変お忙しい中ご出席をいただき、心より感謝申し上げます。

まずは、去る4月23日に執行されました新町八峰町の町議会議員選挙において、町民の要望を担ってめでたくご当選の栄を勝ち取られ、本日ここに初議会を開催する運びとなりましたことは、町政推進にあたり誠にご同慶にたえないところであります。また、同時に執行されました八峰町長選挙において、不肖私が当選させていただき、今後4年間、八峰町町政の舵取を務めることになりましたので、皆様方のご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

地方分権の推進や強力な市町村合併の流れの中で紆余曲折をたどりながらも、昨年、八森町と峰浜村の合併を選択してから約1年1カ月、さまざまな議論や調整を経て、3月27日、新町をスタートさせたところであります。

新町は合併協議を通して、「白神の自然と人との創るやすらぎのまち」を将来像に掲げながら、「豊かな自然と共生するまち」「快適で安全な暮らしを支えるまち」「笑顔がこぼれるやすらぎのまち」「自然と人が創る活力ある産業のまち」「色どり豊かな文化と人づくりのまち」を施策目標に掲げております。この5つの柱と合わせて、住民参加によるまちづくりの推進体制と健全な行財政運営を実行する新町建設計画を決定しております。したがって、基本的にはこの計画を尊重しながら、町民の声や議会の皆様のご意見、そして執行者としての考えを肉づけしながら、着実な町政の発展を図ってまいる決意であります。

しかし、合併したとはいえ人口減少、少子高齢化が続き、国の財政再建の名のもとに進められる地方財政の見直しが強まる中で、厳しい町政運営が続くものと予想されます。また、来年から品目横断的経営安定対策に対応する農業問題、燃油価格高騰や漁価の低迷が続く漁業問題、自然資源を体系化した観光振興、町民の保健・医療・介護等の福祉増進など課題が山積しておりますが、これを乗り越えて新町を発展させていかなければなりません。

このような大切な時期に町政を担当することは、改めてその責任の重大さを痛感して

いるところでございます。どうか議員各位におかれましても、町政の現状を踏まえ、ともに町民の幸せのため一層ご精進され、ご活躍されますことをご祈念申し上げます。私も町民の付託にこたえ、誠実に町政発展のため努力してまいる所存でありますので、議員皆様の温かいご理解とご支援を切にお願い申し上げる次第であります。

なお、具体的施策等につきましては、6月定例議会において予算方針と合わせて申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

今議会に提案いたします議案は、条例制定に関する専決処分1件、字の名称変更1件、組合・委員会事務の受委託2件、能代市斎場利用について1件、指定金融機関の指定について1件、協会加盟2件、平成17年度一般会計暫定予算及び特別会計暫定予算が12件、条例改正4件、18年度一般会計暫定予算及び特別会計暫定予算が12件、郵便局の取り扱いに関する規約2件、公有水面埋立1件の計39議案であります。

なお、追加提案として監査委員・教育委員・固定資産評価審査委員の人事案件を提案させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定くださるようお願い申し上げ、あいさついたします。よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（阿部栄悦君） 休憩いたします。

午前10時34分 休 憩

.....
午前10時35分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩以前にもどって会議を行います。

お諮りします。日程第7、発議第1号、八峰町議会事務局設置条例の制定についてから、日程第13、発議第7号、八峰町議会広報発行規程の制定についてまでの7件については、議会運営等にかかわる条例等の制定の件でありますので、これを一括して議題としたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号、八峰町議会事務局設置条例の制定についてから、発議第7号、八峰町議会広報発行規程の制定については一括して議題とします。

事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（岡田辰雄君）

発議第1号

平成18年 5 月 15 日

八峰町議会議長 様

提出者	八峰町議会議員	大 山 義 昭
賛成者	〃	福 司 憲 友
〃	〃	木 藤 實
〃	〃	柴 田 正 高
〃	〃	丸 山 あつ子
〃	〃	門 脇 直 樹

八峰町議会事務局設置条例の制定について

八峰町議会事務局設置条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由

平成18年 3 月 27 日から八森町及び峰浜村廃し、その区域をもって八峰町が設置されたことに伴い、新たに八峰町議会事務局設置条例を制定する必要があるからでございます。条文については省略させていただきます。

発議第 2 号

平成18年 5 月 15 日

八峰町議会議長 様

提出者	八峰町議会議員	大 山 義 昭
賛成者	〃	福 司 憲 友
〃	〃	木 藤 實
〃	〃	柴 田 正 高
〃	〃	丸 山 あつ子
〃	〃	門 脇 直 樹

八峰町議会事務局処務規程の制定について

八峰町議会事務局処務規程を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由

これについては前議案と同じでございますので省略させていただきます。条文についても省略させていただきます。

発議第3号

平成18年5月15日

八峰町議会議長 様

提出者	八峰町議会議員	大 山 義 昭
賛成者	〃	福 司 憲 友
〃	〃	木 藤 實
〃	〃	柴 田 正 高
〃	〃	丸 山 あつ子
〃	〃	門 脇 直 樹

八峰町議会公印規程の制定について

八峰町議会公印規程を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由については同じでありますので省略させていただきます。

条文についても省略させていただきます。

発議第4号

平成18年5月15日

八峰町議会議長 様

提出者	八峰町議会議員	大 山 義 昭
賛成者	〃	福 司 憲 友
〃	〃	木 藤 實
〃	〃	柴 田 正 高
〃	〃	丸 山 あつ子
〃	〃	門 脇 直 樹

八峰町議会委員会条例の制定について

八峰町議会委員会条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由も同じでございますので省略させていただきます。

条文も省略させていただきます。

発議第5号

平成18年5月15日

八峰町議会議長 様

提出者	八峰町議会議員	大 山 義 昭
賛成者	〃	福 司 憲 友
〃	〃	木 藤 實
〃	〃	柴 田 正 高
〃	〃	丸 山 あつ子
〃	〃	門 脇 直 樹

八峰町議会会議規則の制定について

八峰町議会会議規則を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由についても同じでございますので省略させていただきます。

条文についても省略させていただきます。

発議第6号

平成18年5月15日

八峰町議会議長 様

提出者	八峰町議会議員	大 山 義 昭
賛成者	〃	福 司 憲 友
〃	〃	木 藤 實
〃	〃	柴 田 正 高
〃	〃	丸 山 あつ子
〃	〃	門 脇 直 樹

八峰町議会傍聴規則の制定について

八峰町議会傍聴規則を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由については前議案と同じでございますので省略させていただきます。

条文についても省略させていただきます。

発議第7号

平成18年5月15日

八峰町議会議長 様

提出者 八峰町議会議員 大 山 義 昭

賛成者	〃	福 司 憲 友
〃	〃	木 藤 實
〃	〃	柴 田 正 高
〃	〃	丸 山 あつ子
〃	〃	門 脇 直 樹

八峰町議会広報発行規程の制定について

八峰町議会広報発行規程を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由は前議案と同じでございますので省略させていただきます。

条文についても省略させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

- 議長（阿部栄悦君） お諮りします。ただいま議題となっております7件については、既に説明の件であるため、説明・質疑及び討論の一切を省略し、これを議決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号、八峰町議会事務局設置条例の制定についてから、発議第7号、八峰町議会広報発行規程の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第14、選任第1号、議会常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。常任委員については、委員会条例第5条第1項の規定により議長より指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。

したがって、総務常任委員会委員には、15番須藤正人君、6番丸山あつ子さん、8番菊地 薫君、12番芦崎達美君、16番阿部栄悦君、13番木藤 實君を総務常任委員会委員といたします、指名します。

教育民生常任委員会委員には、2番大山義昭君、5番佐藤克實君、11番柴田正高君、14番見上政子さん、1番松岡清悦君を指名いたします。

産業建設常任委員会委員には、3番石塚正一君、4番今井一政君、7番門脇直樹君、9番福司憲友君、10番鈴木一彦君をそれぞれ選任することに決定しました。

委員会条例第6条第1項及び同条第2項の規定により、各常任委員会の委員長及び副

委員長それぞれ1名を互選願います。

暫時休憩いたします。

午前10時44分 休 憩

午前10時57分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩以前に戻って会議を行います。

手元に各常任委員会の正副委員長の互選の結果が届いておりますので、事務局長に報告させます。

○議会事務局長（岡田辰雄君） それでは、私の方から発表いたします。

総務常任委員会の委員長には菊地 薫さん、副委員長には丸山あつ子さん。

教育民生常任委員会委員長には見上政子さん、副委員長には松岡清悦さん。

産業建設常任委員会の委員長には今井一政さん、副委員長には門脇直樹さん。

以上のように決定になったものでございます。以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） ただいま各常任委員会の正副委員長の互選結果が報告されましたが、所管の委員会においてご活躍くださいますようご期待申し上げます。

日程第15、選任第2号、議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。議会運営委員会委員については、委員会条例第5条第1項の規定により議長より指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員には15番須藤正人君、6番丸山あつ子さん、8番菊地 薫君、13番木藤 實君を選任することに決定しました。

休憩いたします。

午前11時 1分 休 憩

午前11時 2分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前にさかのぼって会議を開会いたします。

あと1名残っておりました議会運営委員には、9番福司憲友君を選任することに決定いたしました。

委員会条例第6条第1項及び同条第2項の規定により、議会運営委員会の委員長及び

副委員長それぞれ1名互選願います。

暫時休憩いたします。

午前11時 2分 休 憩

午前11時 5分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

手元に議会運営委員会の正副委員長の互選の結果が届いておりますので、事務局長に報告させます。

○議会事務局長（岡田辰雄君） 発表します。

議会運営委員会委員長には木藤 實さん、副委員長には丸山あつ子さん。

以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） ただいま議会運営委員会の正副委員長の互選結果が報告されましたが、円滑な議会運営にご尽力くださいますようお願いいたします。

日程第16、選任第3号、議会広報編集委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。議会広報編集委員会委員については、議会広報発行規程第3条第2項の規程により議長より指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議会広報編集委員会委員は5番佐藤克實君、7番門脇直樹君、9番福司憲友君、14番見上政子さん、15番須藤正人君を選任することに決定しました。

八峰町議会広報発行規程第4条第1項及び同条第2項の規程により、議会広報編集委員会の委員長及び副委員長それぞれ1名を互選願います。

暫時休憩します。

午前11時 7分 休 憩

午前11時 9分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

手元に議会広報編集委員会の正副委員長の互選の結果が届いておりますので、事務局長に報告させます。

○議会事務局長（岡田辰雄君） 発表します。

議会広報編集委員会委員長には須藤正人さん、副委員長には見上政子さんが選出されております。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） ただいま議会広報編集委員会の正副委員長の互選結果が報告されましたが、議会広報活動にご活躍くださいますようご期待いたします。

日程第17、選挙第3号及び日程第18、選挙第4号の2件は、いずれも各組合議会の出向議員に関する件でありますので、これを一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、選挙第3号及び同4号は一括して議題とすることに決定しました。

お諮りします。それぞれの組合議会の出向議員の選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推薦にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、各組合出向議員の選挙は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、指名の方法については議長が指名することに決しました。

能代山本広域市町村圏組合議会議員に3番石塚正一君、12番芦崎達美君を。能代市山本郡養護老人ホーム組合議会議員に14番見上政子さんを指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した3番石塚正一君、12番芦崎達美君を能代山本広域市町村圏組合議会議員の当選人に、並びに14番見上政子さんを能代市山本郡養護老人ホーム組合議員の当選人にすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、石塚正一君と芦崎達美君が能代山本広域市町村圏組合議会議員に、並びに見上政子さんが能代市山本郡養護老人ホーム組合議員に当選されました。

それぞれの組合議会においてご活躍されますようご期待申し上げます。
休憩いたします。

午前 11 時 11 分 休 憩

.....
午前 11 時 12 分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前にさかのぼって会議を開きます。

日程第19、推選第1号、農業委員の推薦についてを議題とします。

事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（岡田辰雄君）

推選第1号

農業委員会の推薦について

農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号の規定により、下記の者を農業委員として推薦する。

平成18年5月15日 提出

提出者	八峰町議会議員	今 井 一 政
賛成者	〃	芦 崎 達 美
〃	〃	菊 地 薫
〃	〃	石 塚 正 一

記

推薦者でございます。

お一人目でございますが、八峰町峰浜名湊字岩子138番地、鈴木和彦、昭和28年3月3日生まれでございます。

お二人目でございますが、八峰町八森字浜田78番地2、佐々木清美、昭和9年7月27日生まれ。

以上、お二方でございます。

○議長（阿部栄悦君） 議会推薦の農業委員は、ただいま朗読のとおり推薦したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま事務局長が朗読した者を推薦することに決定しました。

日程第20、議案第1号、専決処分事項の報告について（八峰町役場の位置に関する条例ほか158件）を議題とします。

当局の説明を求めます。皆川総務課長。

○総務課長（皆川鉄也君）

議案第1号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、八峰町役場の位置に関する条例ほか158件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。

平成18年5月15日提出

八峰町長 加藤和夫

次のページをお願いいたします。

専決処分第1号

専 決 処 分 書

八峰町役場の位置に関する条例ほか158件を別紙のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成18年3月27日

八峰町長職務執行者 千葉良一

別紙ということで、番号1番からずっと159番まで条例がそれぞれ掲げられております。これらにつきましては、後ほど常任委員会の方にご付託をお願いしながら、例規の内容についてのご説明申し上げたいということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（阿部栄悦君） 提案理由の説明を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第1号については、お手元にお配りしている別紙例規集により所管事項別に各常任委員会に付託したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号、専決処分事項の報告について（八峰町役場の位置に関する条例ほか158件）は、各常任委員会に付託す

ることに決しました。

日程第21、議案第2号、専決処分事項の報告について（八峰町の区域内の字の名称変更）を議題とします。

当局の説明を求めます。皆川総務課長。

○総務課長（皆川鉄也君）

議案第2号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、八峰町の区域内の字の名称を変更することについて別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。

平成18年5月15日提出

八峰町長 加藤和夫

次のページをお願いいたします。

専決処分第2号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、八峰町の区域内の字の名称を別紙のとおり変更することについて、同法第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成18年3月27日

八峰町長職務執行者 千葉良一

次のページであります。字の名称変更の調書であります。ナンバー1の変更前の字が「山本郡八峰町字穴通」、それが変更後が「山本郡八峰町八森字穴通」と、ずっと14番までありますので、これらについてもよろしく願いをいたします。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第2号について質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、討論を行います。討論はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。本案は、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号は原案のとおり承認されました。

日程第22、議案第3号、専決処分事項の報告について（八峰町と秋田県との間の公平委員会の事務の委託）を議題とします。

本案について当局の説明を求めます。皆川総務課長。

○総務課長（皆川鉄也君） 議案第3号についてご説明を申し上げます。

議案第3号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、八峰町と秋田県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約を定め、八峰町は秋田県に公平委員会に係る事務を委託することについて別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものである。

平成18年5月15日提出

八峰町長 加藤和夫

次のページをお願いいたします。

専決処分第3号

専 決 処 分 書

地方公務員法（昭和22年法律第261号）第7条第4項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、秋田県と協議のうえ、別紙のとおり規約を定め、八峰町は秋田県に公平委員会に係る事務を委託することについて、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成18年3月27日

八峰町長職務執行者 千葉良一

別紙の方、朗読をいたします。

八峰町と秋田県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

（委託事務の範囲）

第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、八峰町（以下「甲」という。）は、同法第8条第2項の規定する公平委員会の事務を秋田県（以下「乙」という。）に委託する。

(管理及び執行)

第2条 前条の規定により委託された事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行については、その事務に関する乙の人事委員会規則等の定めるところによるものとする。

(経費の支弁)

第3条 委託事務を処理する場合において要する経費は乙が支弁し、その経費は甲が負担するものとする。

2 前項の経費の負担に関しては、事務処理に要した実費につき乙が精算した額とし、乙の請求により甲が支払うものとする。

○議長（阿部栄悦君） 皆川課長、事前に見ておりますので、以下省略して。

○総務課長（皆川鉄也君） そうですか。わかりました。

ということでございますので、以下省略をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第3号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。本案は、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は原案のとおり承認されました。

日程第23、議案第4号 専決処分事項の報告について（八峰町と能代山本広域市町村圏組合との間の能代山本広域青少年の家及び能代山本広域野球場の事務の受託）を議題とします。

本案について当局の説明を求めます。皆川総務課長。

○総務課長（皆川鉄也君）

議案第4号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、八峰町と能代山本広域市町村圏組合との間の能代山本広域青少年の家及び能代山本広域野球場の事務の委託に関する規約を定め、八峰町は能代山本広域市町村圏組合から能代山本広域青少年の家及び能代山本広域野球場の事務を受託することについて別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものである。

平成18年5月15日提出

八峰町長 加藤和夫

次のページをお願いします。

専決処分第4号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14の規定に基づき、能代山本広域市町村圏組合と協議のうえ、別紙のとおり規約を定め、能代山本広域市町村圏組合から能代山本広域青少年の家及び能代山本広域野球場の事務を受託することについて、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成18年3月27日

八峰町長職務執行者 千葉良一

別紙については省略をさせていただきます。

よろしく願いいたします。

- 議長（阿部栄悦君） これより議案第4号について質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、討論を行います。討論はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。本案は、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は原案のとおり承認されました。

日程第24、議案第5号、専決処分事項の報告について（八峰町住民が能代市斎場を利用すること）を議題とします。

本案について当局の説明を求めます。小林八森町民サービス課長。

○八森町民サービス課長（小林孝一君） 議案第5号についてご説明いたします。

議案第5号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成18年3月27日から八峰町住民が能代市斎場を利用することについて別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。

平成18年5月15日提出

八峰町長 加藤和夫

次のページをごらんください。

専決処分第5号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第2項の規定に基づき、別紙のとおり能代市と協議のうえ、平成18年3月27日から八峰町住民が能代市斎場を利用することについて、同法第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成18年3月27日

八峰町長職務執行者 千葉良一

この内容であります。これまで能代市と峰浜村、八森町の3市町村でこの協定を結んでありましたが、3月21日に能代市・二ツ井が合併になりました。そして、3月27日に峰浜村と八森町が合併して八峰町となったことによりまして、能代市と八峰町の2つの団体による協定を結んだものでございます。しかし内容的には、これまでの能代市と峰浜村、八森町の3つの団体で結んでいたものと同一でございます。この別紙の次のページに協定書がありますけれども、この経費の負担は能代市では二ツ井町の人口を入らない人口で算定するというふうになっております。そして、この協定書によって八峰町住民の斎場使用料は無料になるという、そういうものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第5号について質疑を行います。質疑ありませんか。
2番大山義昭君。

○2番（大山義昭君） 3月27日をもって、その前には能代市も二ツ井町といっしょに対等合併というふうなことで合併が決まったとなっておりますところ、今、課長のお話で

すと、二ツ井の人口を除いたというふうなことで、この協定書を見る限りでは、能代市さんが旧二ツ井さんに大変な温情のもと作成されたのではないのかなという感じもいたします。と同時に関連して、第2条の2、ここところが若干かかわってくるなと思いますけれども、と申しますのは、ここを見ますと「経費の負担割合は前年度の12月31日現在の甲、乙の住民基本台帳を基準として、乙の負担額を算出するものとする。ただし、この場合の甲の人口は、能代市及び二ツ井町合併前の能代市の区域内の人口とする」ということは、翌年度の旧二ツ井町さんの人口は加味をされないというふうに理解していいんじゃないのかなという感じなんですけど、いかがですか。

○議長（阿部栄悦君） 小林八森町民サービス課長。

○八森町民サービス課長（小林孝一君） 二ツ井町の人口が除かれたということについてでありますけど、二ツ井町の元町民の方々、主に藤里町の方の斎場を利用しているという、そういう経緯でありまして、そっちの人口を除いたものでございます。

○議長（阿部栄悦君） 今後のことも聞いているので、今後のことも。

○八森町民サービス課長（小林孝一君） 失礼しました。今後この経費負担については同様の考え方となります。

以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） 大きな声で。聞き取れないそうです。

○八森町民サービス課長（小林孝一君） 今後も同じ負担割合でいく予定でございます。

○議長（阿部栄悦君） 2番大山義昭君。

○2番（大山義昭君） この協定書の内容で今後も続くというふうなことでございますね。

○八森町民サービス課長（小林孝一君） はい、そのとおりでございます。

○議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 実はですね、二ツ井の斎場は藤里と二ツ井でやっていた。したがって、その斎場は両方の負担で成り立っているという状況で、今までは能代市の斎場については八森、峰浜、能代というふうな形でやっておりますので、それをそのまま踏襲するような形ということなんです。ですから、広域市町村圏組合の中でも一部清掃関係のものでは二ツ井の方が鷹巣とか一緒にやっている部分もありまして、そういうものについてはやっぱり現状のままでいきますので、負担割合はそれに応じた負担ということになります。

ただ将来的な課題として、果たして今度一本にしてやっていけるのかどうかについて

は、この後の広域の話し合いの中で決定されていくものだと思いますけれども、当面はまず両方の施設の建てた経過とかありますので、合併はしたけれども旧町村単位の運営の仕方を当面は続けていくということになりますので、ご理解をいただきたいと思ます。

○議長（阿部栄悦君） はい、2番大山君。

○2番（大山義昭君） 今の説明でよろしいかと思ますので、町長のおっしゃられたことは大変筋かと思ますが、やっぱり当面といってもなかなかすぐには、やっぱり公平な、やっぱりきちんと能代市さんも八峰もいやこれはこのとおりのいうふうなものの考え方で、これからの広域の理事会等では思う存分議論しながら、早い機会に＜聞き取り不能＞ではないかなと思ます。

○議長（阿部栄悦君） よろしいですか。答えはいいですか。

○2番（大山義昭君） はい。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。本案は、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は原案のとおり承認されました。

日程第25、議案第6号、専決処分事項の報告について（八峰町の指定金融機関の指定）を議題とします。

本案について当局の説明を求めます。皆川総務課長。

○総務課長（皆川鉄也君）

議案第6号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、八峰町の指定金融機関を指定することについて別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により

これを報告し、議会の承認を求めるものであります。

平成18年5月15日提出

八峰町長 加藤 和夫

次のページをお願いします。

専決処分第6号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条第2項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第2項の規定に基づき、八峰町の指定金融機関を次のとおり指定することについて、同法第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成18年3月27日

八峰町長職務執行者 千葉 良一

名 称 株式会社秋田銀行

主たる事務所の所在地 秋田市山王三丁目2番1号

以上であります。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第6号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。本案は、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は原案のとおり承認されました。

日程第26、議案第7号、専決処分事項の報告について（秋田県農業信用基金協会の会員となること）を議題とします。

本案について当局の説明を求めます。皆川総務課長。

○総務課長（皆川鉄也君）

議案第7号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、秋田県農業信用基金協会の会員となることについて別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。

平成18年5月15日提出

八峰町長 加藤 和夫

次のページをお願いいたします。

専決処分第7号

専 決 処 分 書

平成18年3月27日から八峰町は農業信用保証保険法（昭和36年法律第204号）により設立される秋田県農業信用基金協会の会員となることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成18年3月27日

八峰町長職務執行者 千葉 良一

以上であります。

- 議長（阿部栄悦君） これより議案第7号について質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、討論を行います。討論はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。本案は、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は原案のとおり承認されました。

日程第27、議案第8号、専決処分事項の報告について（秋田県漁業信用基金協会の会員となること）を議題とします。

本案について当局の説明を求めます。皆川総務課長。

- 総務課長（皆川鉄也君）

議案第8号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、秋田県漁業信用基金協会の会員となることについて別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。

平成18年5月15日提出

八峰町長 加藤 和夫

専決処分第8号

専決処分書

平成18年3月27日から八峰町は中小漁業融資保証法（昭和27年法律第346号）により設立される秋田県漁業信用基金協会の会員となることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成18年3月27日

八峰町長職務執行者 千葉 良一

以上であります。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第8号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。本案は、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は原案のとおり承認されました。

お諮りします。日程第28、議案第9号、専決処分事項の報告について（平成17年度八峰町一般会計暫定予算）から、日程第39、議案第20号、専決処分事項の報告について（平成17年度八峰町営診療所特別会計暫定予算）を一括して議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号、専決処分事項の報告について（平成17年度八峰町一般会計暫定予算）から、議案第20号、専決処分事項

の報告について（平成17年度八峰町営診療所特別会計暫定予算）を一括して議題とします。

当局の説明を求めます。須藤企画財政課長。

○企画財政課長（須藤徳雄君） 議案第9号から議案第20号まで一括してご説明いたします。

議案第9号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成17年度八峰町一般会計暫定予算を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めようとするものでございます。

平成18年5月15日提出

八峰町長 加藤和夫

17年度八峰町暫定予算書の方をごらんいただきたいと思います。

専決処分第9号

平成17年度八峰町一般会計暫定予算

平成17年度八峰町一般会計暫定予算は、次に定めるところによる。

第1条として、歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億8,606万5,000円と定めるとしております。

第2条には、債務負担行為をうたっております。この債務負担は、旧町村の債務負担をすべて新町に引き継ぐことになるためのものでございます。

第3条には、地方債をうたっております。この地方債は、旧町村で歳入とならなかったものすべて計上しております。

そして第4条には、一時借入金を。第5条には、予算の流用をうたっております。

本暫定予算でありますけれども、平成18年3月27日から31日までの5日間の予算でありまして、旧町村で未収入であったもの、また未支出であったもの、それを予算計上したものでございます。

専決処分の月日は、平成18年3月27日であります。

議案第10号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成17年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計暫定予算を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めようとするものでございます。

平成18年5月15日提出

八峰町長 加藤和夫

専決処分第10号

平成17年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計暫定予算

これは第1条に、事業勘定の歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,640万1,000円と定めるとしております。

本予算につきましても一般会計と同様に平成18年3月27日から31日までの5日間の予算でありまして、理由は先ほどと同じとおりでございます。

専決処分の月日は、平成18年3月27日であります。

議案第11号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成17年度八峰町老人保健特別会計暫定予算を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めようとするものでございます。

平成18年5月15日提出

八峰町長 加藤和夫

専決処分第11号

平成17年度八峰町老人保健特別会計暫定予算

第1条として、歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億4,432万1,000円と定めております。

これについても一般会計と同様の考え方で予算計上したものでございます。

専決処分月日は、平成18年3月27日であります。

議案第12号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成17年度八峰町

介護保険事業勘定特別会計暫定予算を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めようとするものでございます。

平成18年5月15日提出

八峰町長 加藤和夫

専決処分第12号

平成17年度八峰町介護保険事業勘定特別会計暫定予算

第1条として、事業勘定の歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,682万7,000円と定めるとしております。

この予算につきましても一般会計と同様の考え方で予算計上したものであります。

専決処分の年月日は、平成18年3月27日であります。

議案第13号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成17年度八峰町沢目財産区特別会計暫定予算を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めようとするものでございます。

平成18年5月15日提出

八峰町長 加藤和夫

専決処分第13号

平成17年度八峰町沢目財産区特別会計暫定予算

第1条として、歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,000円と定めるとしてしております。

本予算につきましては、旧沢目財産区特別会計においてすべて予算執行を終えておりますので、存置項目として1,000円を計上したものでございます。

専決処分月日は、平成18年3月27日でございます。

議案第14号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成17年度八峰町埴川財産区特別会計暫定予算を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によ

りこれを報告し、議会の承認を求めようとするものでございます。

平成18年 5月15日提出

八峰町長 加 藤 和 夫

専決処分第14号

平成17年度八峰町埴川財産区特別会計暫定予算

第1条として、歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,000円と定めるとして
ております。

これにつきましても、先ほどの旧沢目財産区と同じような理由で1,000円の存置項目
としております。

専決処分月日は、平成18年 3月27日でございます。

議案第15号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成17年度八峰町
土地取得特別会計暫定予算を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により
これを報告し、議会の承認を求めようとするものでございます。

平成18年 5月15日提出

八峰町長 加 藤 和 夫

専決処分第15号

平成17年度八峰町土地取得特別会計暫定予算

第1条として、歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,000円と定めるとし
ております。

本予算につきましても、旧町村の土地取得特別会計においてすべて予算執行を終えて
おりますので、存置項目として1,000円を計上したものでございます。

専決処分月日は、平成18年 3月27日でございます。

議案第16号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成17年度八峰町
簡易水道事業特別会計暫定予算を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に

よりこれを報告し、議会の承認を求めようとするものでございます。

平成18年 5月15日提出

八峰町長 加 藤 和 夫

専決処分第16号

平成17年度八峰町簡易水道事業特別会計暫定予算

第1条として、歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億5,077万9,000円と定めるとしております。

本予算につきましても、一般会計と同様に5日間の予算でございまして、旧町村の未収入であったもの、それから未支出であったもの、それを予算計上したものでございます。

専決処分の月日は、平成18年3月27日であります。

議案第17号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成17年度八峰町公共下水道事業特別会計暫定予算を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めようとするものでございます。

平成18年 5月15日提出

八峰町長 加 藤 和 夫

専決処分第17号

平成17年度八峰町公共下水道事業特別会計暫定予算

第1条として、歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億4,235万6,000円と定めるとしております。

本予算につきましても、一般会計と同様の考え方で予算計上したものでございます。

専決処分月日は、平成18年3月27日であります。

議案第18号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成17年度八峰町農業集落排水事業特別会計暫定予算を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規

定によりこれを報告し、議会の承認を求めようとするものでございます。

平成18年5月15日提出

八峰町長 加藤和夫

専決処分第18号

平成17年度八峰町農業集落排水事業特別会計暫定予算

第1条として、歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,266万5,000円と定めるとしております。

これも同様の考え方で予算計上したものでございます。

専決処分月日は、平成18年3月27日であります。

議案第19号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成17年度八峰町漁業集落排水事業特別会計暫定予算を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めようとするものでございます。

平成18年5月15日提出

八峰町長 加藤和夫

専決処分第19号

平成17年度八峰町漁業集落排水事業特別会計暫定予算

第1条として、歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億900万円と定めるとしております。

本予算につきましても、一般会計と同様の考え方で予算計上したものでございます。

専決処分月日は、平成18年3月27日でございます。

議案第20号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成17年度八峰町営診療所特別会計暫定予算を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めようとするものでございます。

平成18年5月15日提出

専決処分第20号

平成17年度八峰町営診療所特別会計暫定予算

第1条として、歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,575万1,000円と定めるとしております。

これにつきましても、一般会計と同様の考え方で予算計上したものでございます。

専決処分月日は、平成18年3月27日であります。

以上よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） 提案理由の説明を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第9号、専決処分事項の報告について（平成17年度八峰町一般会計暫定予算）から、議案第20号、専決処分事項の報告について（平成17年度八峰町営診療所特別会計暫定予算）については、お手元にお配りしている別紙予算書に基づき所管事項別に各常任委員会に付託したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号、専決処分事項の報告について（平成17年度八峰町一般会計暫定予算）から、議案第20号、専決処分事項の報告について（平成17年度八峰町営診療所特別会計暫定予算）については、別紙予算書に基づき所管事項別に各常任委員会に付託することに決しました。

休憩いたします。

午前 11時57分 休 憩

午後 1時10分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 日程第40、議案第21号、専決処分事項の報告について（一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例）から、日程第43、議案第24号、専決処分事項の報告について（八峰町介護保険条例の全部を改正する条例）については、さきに各常任委員会に付託した議案第1号と関連がありますので、これらの議案を一括して議題としたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号、専決処分事項の

報告について（一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例）から、議案第24号、専決処分事項の報告について（八峰町介護保険条例の全部を改正する条例）については一括して議題とすることに決しました。

当局の説明を求めます。皆川総務課長。

- 総務課長（皆川鉄也君） それでは、議案第21号についてご説明を申し上げますが、今お話ありましたように、さきに条例が常任委員会の方に付託をされてございます。その条例の改正でございますので、まだ本文の方の内容をお目通しいただいておりませんのでかいつまんでだけご説明を申し上げますので、よろしくお願いたしたいと思っております。

議案第21号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。

平成18年5月15日提出

八峰町長 加藤和夫

専決処分第21号

専 決 処 分 書

八峰町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成18年3月31日

八峰町長職務執行者 千葉良一

それで内容でありますけれども、皆さんの方に一部改正の要旨を配付をさせていただいております。まず一つ改正の理由でありますけれども、国家公務員の給与改定に伴いまして県の方に準じた給料表、あるいは級の構成並びに号給構成の改定、それと合わせて給与月額改定、昇給制の改定等を実施するものであります。

それから改正の内容であります。1つには給料表の改正であります。現行の1級並びに2級及び4級・5級を統合するということになります。したがって、今現在8級を使っておったわけでありまして、今年新たに6級制の方に移行するというような内容になります。

それから、きめ細かい勤務実態の反映を行うため、現行の号給を今度4分割にいたしておきます。それで、給与月額を改定したいということでございます。

このねらいというのは、若手の職員層について引き下げを行わないというのが一つであります。これによりまして、中高年層の給与月額を引き下げることになったということでもあります。いわゆる給与価格のフラット化を図ったということでもあります。

それから、現時点での最高号給を超える部分につきましては、3号給を限度に号給を新しく設けております。

それから、最高号給を超える給与月額に決定し得る枠外昇給制度は廃止をいたしております。これらについては後ほどまた委員会の方で詳しくご説明を申し上げたいと思います。

それから2番目、これはうちの方には該当ないわけではありますが、地域手当というのが新設をされております。内容は以下のとおりであります。

3番目には、勤務実績の給与の反映ということで、年4回の昇給時期を年1回、1月に統一するということでもあります。

それから、55歳以上の職員の昇給については、号給数を2号給とすることを標準としておるという内容であります。

それから4番目であります。勤勉手当、期別支給率の変更であります。6月・12月とも0.725カ月に変更するということでもあります。

実施の時期等ではありますが、18年の4月1日。経過措置として新旧の給料月額の下がった分については、その差額を支給するというような内容であります。

以上がかいつまんで大きな改正点だけを申し上げましたが、詳しい給料表等につきましては、以下こちらの議案の方に記載をさせておりますので省略をさせていただきたいと思っております。

以上、簡単でございますが説明にかえさせていただきます。

○議長（阿部栄悦君） 次に、議案第22号・23号について、佐々木税務課長。

○税務課長（佐々木充君） それでは、議案第22号についてご説明申し上げます。

議案第22号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、八峰町税条例の一部を改正する条例を定めることについて別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の

規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものである。

平成18年5月15日提出

八峰町長 加藤 和夫

専決処分第22号

専 決 処 分 書

八峰町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成18年3月31日

八峰町長職務執行者 千葉 良一

条例の内容についてご説明申し上げます。皆様のお手元に、右上の方に「税資料1」というものがお配りしていると思いますけれども、それによりご説明申し上げたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 詳しいことは大まかに説明してください。

○税務課長（佐々木充君） それでは、八峰町税条例の一部を改正する条例、主な改正内容でございます。

改正理由ですけれども、地方税法等の一部を改正する法律ほか関係法令が平成18年3月31日公布され、平成18年4月1日から施行されることとなったため、八峰町税条例においてもこれらに沿った改正をするものであります。

改正は大きく3点ばかりあります。

1つは、住民税関係でございます。改正の趣旨としては、所得税から、いわゆる国税からですね、個人住民税へ3兆円規模の税源移譲を行うという前提のもとでございます。

それで、ぼっちの1ですけれども、個人住民税所得割の税率を10%、うち市町村は6%とするということです。下の表でご説明申し上げますと、右側の方の改正前、課税所得が200万円、あるいは700万円、700万円強ということで、それぞれ市町村の場合、3%・8%・10%という部分だったわけですけれども、これが一律、県の場合は4%、市町村の場合は6%ということになります。この適用は平成19年6月29日からということでございます。個々の納税者の負担ですね、所得税と合わせて住民税の合計額については変わらないようにという調整措置が講じられております。

それから定率減税、これは平成18年度は個人住民税所得税額の7.5%とするとあるわけですけれども、これは廃止すると。これも平成19年6月29日からは定率減税がなくな

るということです。

それから損害保険税控除を改組し、地震保険料控除制度を創設するという事で、最高2万5,000円と。現在の長期損害保険については原則、平成20年度から廃止するという内容でございます。

それから2として固定資産税の関係でございます。平成18年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地にかかわる平成18年度から平成20年までの固定資産税についての調整措置を設けております。

それから昭和57年1月1日以前の住宅については、一定の耐震改修工事を残した場合、固定資産税の全額を次の期間2分の1減額するという内容がここにうたわれております。

3点目は地方のたばこ税の税率を引き上げると。これは平成18年7月1日ということで間もなくですけれども、表に記載のとおり、一番最後ですけれども、国のたばこ税において引き上げされるということで、小売価格では1本1円程度の影響という、国の方からは示されてはきたわけですけれども、皆様も新聞報道等ごらんだと思いますけれども、マイルドセブンというんですか、具体的にいいますと、そのようなのは30円ばかり値上げするというような報道もなされております。

以下、2ページから7ページまで各条ごとの改正内容について記載しております。

以上です。

引き続きまして、議案第23号についてご説明申し上げます。

議案第23号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについて別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものである。

平成18年5月15日提出

八峰町長 加藤和夫

専決処分第23号

専決処分書

八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成18年3月31日

この一部改正する条例についてもご説明申し上げます。先ほどの「税資料1」と書いたものの一番最後の方に、最後のページに「税資料2」としてつけております。それをごらん願いたいと思います。

八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、主な改正内容でございます。

改正理由ですけれども、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成18年3月10日に公布され、平成18年4月1日より施行されることとなったため、八峰町国民健康保険税条例においても政令に沿った改正をするものであります。

改正の主な内容ですけれども、1として介護給付金賦課限度額の改正でございます。介護給付金に要する費用に充てるため賦課している介護納付金賦課額の限度額、1世帯当たりなんですけれども、1万円から9万円に引き上げる改正でございます。

2番として、国民健康保険料の算定の改正、公的年金等控除の見直しにかかる経過措置でございますけれども、①②として、①としてはですね、18年度及び19年度の公的年金等控除の見直しにおいて受ける被保険者の保険料所得割算定の際に特別控除を適用すると。平成18年度は28万円、平成19年度は22万円、平成20年度以後は15万円ということでございます。

②はですね、平成18年度及び平成19年度公的年金等控除の見直しの影響を受ける被保険者の保険料軽減判定の際に特別控除を適用すると。内容は、平成18年度特別控除額として13万円、平成19年度特別控除額として7万円、平成20年度以後特別控除はなしという内容でございます。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） 議案第24号については、佐藤福祉課長、説明願います。

○福祉課長（佐藤 弘君） 議案第24号であります。

議案第24号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、八峰町介護保険条例の全部を改正する条例を定めることについて別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものである。

平成18年5月15日提出

八峰町長 加藤 和 夫

専決処分第24号

専 決 処 分 書

八峰町介護保険条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成18年3月31日

八峰町長職務執行者 千葉良一

八峰町の介護保険条例でございます。これにつきましては、合併協議会の中での協議いたしました事項を、これを介護保険条例に全部を改正するという事で議案にしているものでございますので、委員会の中でまた詳しい内容をご説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

- 議長（阿部栄悦君） お諮りします。ただいま議題となっております議案第21号、専決処分事項の報告について（一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例）から、議案第24号、専決処分事項の報告について（八峰町介護保険条例の全部を改正する条例）については、所管事項別に各常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号、専決処分事項の報告について（一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例）から、議案第24号、専決処分事項の報告について（八峰町介護保険条例の全部を改正する条例）については、所管事項別に各常任委員会に付託することに決しました。

お諮りします。日程第44、議案第25号、専決処分事項の報告について（平成18年度八峰町一般会計暫定予算）から、日程第55、議案第36号、専決処分事項の報告について（平成18年度八峰町営診療所特別会計暫定予算）を一括して議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号、専決処分事項の報告について（平成18年度八峰町一般会計暫定予算）から、議案第36号、専決処分事項の報告について（平成18年度八峰町営診療所特別会計暫定予算）については一括して議題とすることに決しました。

当局の説明を求めます。須藤企画財政課長。

○企画財政課長（須藤徳雄君） 議案第25号から議案第36号までを一括してご説明いたします。

議案第25号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成18年度八峰町一般会計暫定予算を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めようとするものでございます。

平成18年5月15日提出

八峰町長 加藤和夫

これは、平成18年度の予算書の方もごらんいただきたいと思います。

まず一般会計の方からです。

専決処分第25号

平成18年度八峰町一般会計暫定予算

平成18年度八峰町一般会計暫定予算は、次に定めるところによる。

第1条といたしまして、歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億6,300万円と定めるとしております。

第2条は、債務負担行為を。第3条には、一時借入金を。第4条には、予算の流用をうたっております。

本暫定予算でありますけれども、基本的には、歳入においては4月から6月までに収入となるもの、歳出においては4月から6月までに支出しなければならない人件費、それから施設維持費、物件費など主に経常的経費を。その他、委託料、リース料など契約行為を伴うものについては年間予算を。また、峰栄館冷暖房設備、それから八中ステージ屋根復旧工事など緊急を要するものは若干請負費を予算計上したものでございます。

専決処分月日は、平成18年3月31日であります。

議案第26号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成18年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計暫定予算を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めようとするものでございます。

平成18年 5 月15日提出

八峰町長 加 藤 和 夫

専決処分第26号

平成18年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計暫定予算

これは第1条として、事業勘定の歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億2,722万2,000円と定めるとしております。

本予算につきましても、一般会計と同様の考え方で3カ月分の予算を計上したものでございます。

専決処分月日は、平成18年3月31日であります。

議案第27号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成18年度八峰町老人保健特別会計暫定予算を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めようとするものでございます。

平成18年 5 月15日提出

八峰町長 加 藤 和 夫

専決処分第27号

平成18年度八峰町老人保健特別会計暫定予算

第1条として、歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億1,862万2,000円と定めるとしております。

この予算につきましても、一般会計と同様の考え方で予算計上したものでございます。

専決処分月日は、平成18年3月31日であります。

議案第28号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成18年度八峰町介護保険事業勘定特別会計暫定予算を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めようとするものでございます。

平成18年 5 月15日提出

八峰町長 加 藤 和 夫

専決処分第28号

平成18年度八峰町介護保険事業勘定特別会計暫定予算

第1条として、事業勘定の歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億8,773万1,000円と定めるとしております。

この予算につきましても、一般会計と同様の考え方で予算計上したものでございます。専決処分月日は、平成18年3月31日であります。

議案第29号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成18年度八峰町沢目財産区特別会計暫定予算を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めようとするものでございます。

平成18年5月15日提出

八峰町長 加 藤 和 夫

専決処分第29号

平成18年度八峰町沢目財産区特別会計暫定予算

第1条として、歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ30万5,000円円と定めるとしております。

本予算につきましても、一般会計と同様でございます。専決処分月日は、平成18年3月31日であります。

議案第30号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成18年度八峰町埴川財産区特別会計暫定予算を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めようとするものでございます。

平成18年5月15日提出

八峰町長 加 藤 和 夫

専決処分第30号

平成18年度八峰町埴川財産区特別会計暫定予算

第1条として、歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ170万2,000円と定めるとしております。

本予算につきましても、一般会計と同様の考え方で予算を計上しております。

専決処分月日は、平成18年3月31日であります。

議案第31号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成18年度八峰町土地取得特別会計暫定予算を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めようとするものでございます。

平成18年5月15日提出

八峰町長 加藤和夫

専決処分第31号

平成18年度八峰町土地取得特別会計暫定予算

第1条として、歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,000円と定めるとしてしております。

本予算につきましては、3カ月間に予算執行の予定がありませんので、存置項目として1,000円を計上したものでございます。

専決処分月日は、平成18年3月31日であります。

議案第32号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成18年度八峰町簡易水道事業特別会計暫定予算を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めようとするものでございます。

平成18年5月15日提出

八峰町長 加藤和夫

専決処分第32号

平成18年度八峰町簡易水道事業特別会計暫定予算

第1条として、歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,542万1,000円と定めるとしております。

本予算につきましても、一般会計と同様の考え方で予算計上したものであります。

専決処分月日は、平成18年3月31日であります。

議案第33号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成18年度八峰町公共下水道事業特別会計暫定予算を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めようとするものでございます。

平成18年5月15日提出

八峰町長 加藤和夫

専決処分第33号

平成18年度八峰町公共下水道事業特別会計暫定予算

第1条として、歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,545万4,000円と定めるとしております。

本予算につきましても、一般会計と同様の考え方で予算計上したものでございます。

専決処分月日は、平成18年3月31日であります。

議案第34号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成18年度八峰町農業集落排水事業特別会計暫定予算を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めようとするものでございます。

平成18年5月15日提出

八峰町長 加藤和夫

専決処分第34号

平成18年度八峰町農業集落排水事業特別会計暫定予算

第1条として、歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ548万7,000円と定めるとしております。

本予算につきましても、一般会計同様の考え方で計上したものでございます。

専決処分月日は、平成18年3月31日であります。

議案第35号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成18年度八峰町漁業集落排水事業特別会計暫定予算を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めようとするものでございます。

平成18年5月15日提出

八峰町長 加藤和夫

専決処分第35号

平成18年度八峰町漁業集落排水事業特別会計暫定予算

第1条として、歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億982万5,000円と定めるとしております。

本予算につきましては、補助事業執行の関係で早期着工しなければならない事業費分を予算計上しております。

専決処分月日は、平成18年3月31日でございます。

議案第36号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成18年度八峰町営診療所特別会計暫定予算を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めようとするものでございます。

平成18年5月15日提出

八峰町長 加藤和夫

専決処分第36号

平成18年度八峰町営診療所特別会計暫定予算

第1条として、歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,348万1,000円と定めるとしております。

本予算につきましても、一般会計と同様の考え方で予算計上したものでございます。

専決月日は、平成18年3月31日であります。

以上よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いをいたします。

○議長（阿部栄悦君） 提案理由の説明を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第25号、専決処分事項の報告について（平成18年度八峰町一般会計暫定予算）から、議案第36号、専決処分事項の報告について（平成18年度八峰町営診療所特別会計暫定予算）については、別紙予算書に基づき所管事項別に各常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号、専決処分事項の報告について（平成18年度八峰町一般会計暫定予算）から、議案第36号、専決処分事項の報告について（平成18年度八峰町営診療所特別会計暫定予算）については、別紙予算書に基づき所管事項別に各常任委員会に付託することに決しました。

休憩いたします。

午後 1時44分 休 憩

.....
午後 1時49分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 再開いたします。

お諮りします。日程第56、議案第37号、専決処分事項の報告について（八峰町の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約）は、次の日程第57、議案第38号と関連がありますので一括して上程したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号及び議案第38号を一括して議題とします。

当局の説明を求めます。小林八森町民サービス課長。

○八森町民サービス課長（小林孝一君） それでは、議案第37号と38号について説明いたします。

議案第37号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、八峰町の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約を定め、八峰町は東八森郵便局に特定の事務を

取り扱わせることについて別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

平成18年5月15日提出

八峰町長 加藤 和夫

次のページをお願いします。

専決処分第37号

専 決 処 分 書

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号）第2条第1項の規定に基づき、別紙のとおり規約を定め、八峰町の特定の事務を東八森郵便局に取り扱わせることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成18年3月31日

八峰町長職務執行者 千葉 良一

この内容でございますが、旧八森町では平成14年度からワンストップサービスということで東八森郵便局と岩館郵便局をお願いしまして、この事務の取扱いを行ってございます。規約の方に、第1条にありますけれども、戸籍謄本、それから戸籍の附票、住民票などを郵便局で申請して受け取れるというものでございます。

それで、今回第4条の取扱い期間が平成18年5月8日からとなっている理由は、今回、町長選挙がございまして、選挙が終わってから町長の名前を機械の中に組み込むというそういう作業が必要でございましたので、4月23日の選挙の後、そういう事務的な余裕をもちまして5月8日、連休明けの月曜日から開始するというようにしたものでございます。

そして、議案第38号の方は岩館郵便局との同じ内容での状況でございます。

以上で説明を終わらせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第37号及び議案第38号について質疑を行います。質疑ありませんか。14番見上さん。

○14番（見上政子君） 先ほどワンストップの話がありましたけれども、ワンストップ事業については費用対効果の面からしても、これはお金がかかりすぎるのではないかとということで、前回、議員の人たちでそれは意見書を出したと思うんですけども、これだまたファクシミリの電気用品とか、これは今度ファックスに移行するということなの

か、その点がワンストップ事業と今の関連がちょっとわかりませんので、もう少し詳しく教えてもらいたいと思います。

それと今、八森地区だけにこのような事業を行ってますけれども、これが八森地区だけにこのような事業でいいのかどうなのか。峰浜地区にはこういう事業をやる必要がないのかどうなのか、その辺の事情と。

それと、新たに設ける経費ですけれども、どのくらいのお金を見込んでいるのかということと、それと今郵便局は民間に移行するということで、採算がとれないと廃止になるとか、それからまた人件費がかかりすぎると人員が減らされていくとか、そういう状況のもとでまたこのような事業を取り組んで、果たしてプライバシーが守られるのかどうなのか、その辺のちょっと懸念がありますけれども。

以上について教えてもらいたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 小林八森町民サービス課長。

○八森町民サービス課長（小林孝一君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

まず、このワンストップサービスの方法でございますけれども、郵便局で住民の方が申請書を出しますと、郵便局から町の戸籍の方にあるファックスの方に申請書が送信されてきます。そして、そのファックスの中にある申請に基づきまして、先ほど第1条にある請求された戸籍謄本とかそういうものをまたこちらからファックス送信しているわけですが、その際にいわゆる証明する首長の部分、それからそれに伴う職員、判こですね、その部分は郵便局の機械の中に組み込まれて、そちらの方で機械が自動的に証明印を押す、そういう仕組みになっております。ですから、郵便局の職員は一切証明書を改ざんすることができないような、そういう方法になってございます。

そして、平成17年度の実績、先ほど費用対効果ということでございましたが、利用件数は東八森郵便局と岩館郵便局両方で302件ございました。大体半々ぐらいの利用件数でございます。それに対してどれぐらいの費用がかかっているかといいますと、戸籍にある機械のリース料も含めてでございますが年間で159万4,170円、費用がかかってございます。ただし、今申しましたように戸籍においてありますファックスの機器のリース料も含まれております。それが138万円ほどですので、郵便局の方に置かれているファックスの機械も2台含まれるわけですが、このサービスをやめたことによってその費用が大きく減じられるかということ、大きく減じられるものではないということになり

ます。

そして、峰浜地区の方でどうしてサービスを行っていないかということですが、峰浜の場合は郵便局があるところと役場庁舎、あるいは支所があるところが一致してございます。八森町の場合は役場庁舎がこの中央地区だけで、東八森郵便局、岩館郵便局があるところにそういう支所がないために八森地区でこのサービスを行っているものでございます。

以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。はい、8番。

○8番（菊地 薫君） この事業につきましては旧八森町議会当時ですね、いろいろ町長とも議論を交わした経緯があるわけでありますが、町長の政治的な私は事業としてですね、非常にそういう思いを強くいたしておるものでありますが、この事業の費用対効果なるものも今意見が出ました。今後の方向性、また、これを進めていく上での町長の考え方をまず伺っておきたいこう思います。

そして、峰浜の地区のこのような地域事情がないかどうかという今意見も出ましたが、やはりこれは埴川出張所等々とのからみで今後いろいろやはり課題になってくる、また事業でもあろうと思いますので、その辺のからみをですね、町長の範囲でお答えいただければこう思います。

○議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） さっき申し上げた320件の収入があって、支払いがあるわけですが、今、住民サービスとの費用との関係からいくと、必ずしも収益が上がってこの事業が成り立つというふうな趣旨ではなくて、やっぱり町民の利便性からいって多少金かかっても町民のサービスとして維持した方がいいんじゃないかなという観点で進めてきています。そういう意味では、これから皆様方との議論もあると思いますけれども、できれば今の住民がですね、高齢化社会を迎えて足のない人もいっぱいおるわけですので、そういう意味で地域のそういった高齢者の皆様方が安心して利用できるためには、この制度を多少金がかかってもやっっていくべきじゃないかなと。それからまた、初期投資の場合は結構また金かかるんですけども、今、何年かたった中ではそれなりの基盤が整備されてきましたので、そういう意味では継続してもいいんじゃないかなという考え方を持っております。

それから、峰浜地区の場合は現在出張所があるわけで、同じような事務を出張所で

扱っています。この後ですね、できれば地区の人とかとも話しなきゃならないわけですが、今、郵便局で扱っているようなサービスが維持できるとすれば、逆に出張所そのものの存在について議論していくこともこれから必要でないのかなというふうに考えています。

それから、さっき見上さんの方から話されたプライバシーの関係ですが、仕組みからいってそういうふうに悪用されるといいますか、そういうふうなことは少ないという、さっき課長の方から話しましたが、いずれ今までの郵便局の仕事の内容からいってですね、これやっぱり仕事の内容というのは秘密を守るということはこれ至上命題になっている企業でございますので、仮に民間に移行されたにしてもですね、そこら辺についてはやっぱり一番大事な企業のポイントになりますので、そんなに心配する要素はないんじゃないかなというふうに思っています。

いずれにしても、今申し上げられたような意見もですね、この後また参考にしながら、峰浜地区を含めた全般的なサービス内容を検討していきたいというふうに思います。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第37号及び議案第38号を採決します。本案は、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号及び議案第38号は原案のとおり承認されました。

日程第58、議案第39号、公有水面埋立についてを議題とします。

当局の説明を求めます。武田産業振興課長。

○産業振興課長（武田 武君）

議案第39号

公有水面埋立について

第2種八森漁港の広域漁港整備事業実施に伴い、別紙計画により公有水面を埋立てるため、秋田県知事より意見を求められたので、同意を与えるため議会の承認を求めるも

のでございます。

平成18年 5月15日提出

八峰町長 加 藤 和 夫

提案理由ですけれども、公有水面埋立法（大正10年4月9日法律第57号）第3条第1項により秋田県知事より意見を求められ、同法第3条第4項の規定により議会の議決が必要なためでございます。

次のページを開いていただきたいと思えます。

別紙として、公有水面埋立計画です。

1. 申請者の住所氏名ですが、秋田市山王4丁目1番1号、第2種八森漁港管理者の長、秋田県知事 寺田典城氏でございます。

2. 埋立区域及び埋立に関する工事の施工区域でございます。

(1) 位置でございますが、山本郡八峰町八森字滝の間324番地1地先の防波堤先の公有水面でございます。

(2) 埋立区域及び工事の施工区域、別紙添付の図面でございますが、見開きのA3のカラーのものをごらんいただきたいと思えます。これは水産基盤整備事業の八森漁港の整備計画図でございます。赤で記されております埋立申請区域、この箇所を埋立しようとするものです。参考までに、ねずみ色の部分は既に設置されているもの、それから緑色で表示されているものは、これから改良等が計画されている箇所となっております。また、茶色の区域は公園、それから漁村コミュニティー市場等、管掌地域といえますか、そういう形で図面に記されております。

前に戻りまして、(3) 面積でございます。埋立面積は2,866.75平方メートル、工事施工面積、これは全体ですけれども2万1,083.85平方メートルです。

3. 埋立地の用途ですが、漁具保管修理施設、これが901.56平方メートル。野積場907.47平方メートル。岸壁255.00平方メートル。護岸802.72平方メートル。合計2,866.75平方メートルです。

4. 埋立に関する工事の施工期間ですが、平成18年度から平成23年度までの5カ年間です。

本事業においては県営漁港事業でありまして、事業費の5%、これが町の負担というふうなことになります。

以上ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第39号について質疑を行います。質疑ありませんか。
はい、11番柴田君。

○11番（柴田正高君） この埋立地の用途なんですけれども、漁具保管修理施設はどこで建設して、どこが管理運営、また利用はどこが行うのか。その辺をお聞きします。

○議長（阿部栄悦君） 武田産業振興課長。

○産業振興課長（武田 武君） 県営漁港整備事業でありますので、これの漁具保管修理施設、野積場、岸壁、護岸、これらについては全部県の発注の工事の中で行われます。この管理については秋田県漁協、漁業協同組合、これが管理運営にあたることになるということで伺っております。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑。3番石塚正一君。

○3番（石塚正一君） 5カ年計画でなっていますが、今、先ほど課長が5%といたしましたか、あと5%、私の勘違いなのか、10%じゃなかったですか。

それから、この工事費用、要するに町の方で負担するんですけれども、これ大体どれくらいなのか、わかったら教えてください。

○議長（阿部栄悦君） 武田産業振興課長。

○産業振興課長（武田 武君） 18年度の事業費ですが、1億5,000万円の県の事業費というふうに伺っています。この5%の750万円、これが町負担ということですので、今現在5%です。

それから、全体ではということですが、いずれ八森漁港の整備については昨年も1億5,000万円程度事業を受けてきておりますので、県の財政も厳しいようですが、そういうような形で5年間続くことになるのではないかなというふうに考えております。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。14番見上さん。

○14番（見上政子君） これは18年度からの工事ですが、実際始めているのはいつから始めているのでしょうか。それも今、工事にかかっている、これからということなのか。埋立てをする前の土砂の運びとか、それはこの埋立てとは関係ないことなのでしょうか。立石、それから大浦に緑のネットで張った砂がありますけれども、あれとは、この埋立てとは全然関係ないということですか。それと、これをやることによってどのような利点があるのか。埋立地の用途ということではちょっと抽象的なんですけれども、具体的にどのような利点があるのか、それをもう少し教えてもらいたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 武田産業振興課長。

○産業振興課長（武田 武君） 現在、この議会でこのものの承認を得ますと、県の方に承認を得たことを確認した後に工事が発注されますので、まだ工事は発注されておられません。

それから、これに埋立てする土砂につきましては、港内の浚渫の土とかそういう形のものが考えられておるようですが、現在、立石・茂浦地区の海岸に積まれている土砂を使うということではないというふうに伺っています。

それから、この利点なんですけれども、常々秋田県漁協のですね、八森北部総括支所の方では高波のために護岸からの一波でですね、漁船等が大変危険だということで以前から要望を出している箇所でございます。これによって、護岸のかさ上げによって、港内の安全性がまず第一に保たれるということと、それと合わせて漁具等の修理とかですね、今まで方々にもっていったものとかをこの埋立地を活用して漁業振興、これを漁協の方で推進したいという、そういう目的もあるようですので、そういうことでご了解願えればと思います。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑。7番門脇直樹君。

○7番（門脇直樹君） 今、埋立地の用途の話聞きましたが、現状のね、漁港内を見るとね、漁具、網がね、散乱しているんですよ。ですからこの用途、目的から考えるとね、高潮対策という話なら内容もわかるんですけども、この埋立地の図面を見る限りね、決して高潮対策にはならないと思うんですよ。この埋立てすることによってね、ここに停泊している漁船にね、高潮対策になるかといえば、もっと有効的な方法があると思うんですが、その辺をどう考えていますか。

あと現在、秋田県漁業協同組合にも時々私顔を出して話しているんですが、環境整備ということで散乱しているごみ、漁具その他のものをね、もう少し改善するべきではないかと、漁民の手で。そういう話はたまにしているんですけども、その辺も加味してもう一回説明を願います。

○議長（阿部栄悦君） 武田産業振興課長。

○産業振興課長（武田 武君） 県事業でして私もちょっとその辺のところはもうちょっとまだ調査不足でして、いずれ高潮対策ということで護岸のそのものもあるようなんですけれども、いずれここを埋立てをしてですね、港内の拡張等を今後のこの緑色の関係

の形の中で整備されていくというふうな形のようにです。いずれ港内に、いろいろシャロとかがあります。プレジャーボートといいますか、磯回り船等。それ等の保管場所といいますか、係留場所というふうな形のもので漁港内の全般の漁業振興と整備を推進するというふうな考え方のようにです。

それから環境整備に関しましては、漁船側としても今後ですね、漁業関係者と調整しながら、廃棄するもの、焼却するもの等の施設もございますので、そういう中で順次打ち合わせをしながらですね、漁港がスムーズといいますか快適な環境で使われるように協議してまいりたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。11番柴田正高君。

○11番（柴田正高君） 峰浜地区に住む私たちにとりましては、どういう経緯で施設が建設されることになったのかさっぱりわかりません。その経緯をまず説明していただきたいというのが一つ。それから、知事より意見を求められては議会で同意を与えることになる訳ですが、関係者、つまり漁業関係者の意見、組織はどういうふうなものになっているのか、その点、2点についてお伺いいたします。

○議長（阿部栄悦君） 武田産業振興課長。

○産業振興課長（武田 武君） 漁港の建設の経緯でございますけれども、八森地区にありますのは全部県営の漁港ということになっておりまして、漁業関係者と県との協議のもとに年次計画でもって漁港建設が進められています。そういう中で地元の負担割合というもの県漁連の中で定められておりまして、それが先ほどのこの事業に関しては5%なんですけれども、そういう分が負担金という形で県に納付することになります。

それから関係機関との意見とかということでもありますけれども、県が毎年、八森、峰浜それらの漁業関係者を含めて整備のあり方とか協議しておりますので、その関係者との連絡調整は既に整っているということになります。ですので、この議会の終了後、公有水面の合意を得られるとすれば、今後それに伴って県が現在計画している整備計画の中で事業が展開されるものと理解しております。

○議長（阿部栄悦君） 11番柴田正高君。

○11番（柴田正高君） 先ほど漁業関係者の要望があつて県の方へ要望と、そういうことで理解してかまわないですか。

○議長（阿部栄悦君） 武田産業振興課長。

○産業振興課長（武田 武君） 毎年、県の方といたしますか山本地域振興局も含めてなんですけれども要望事項、これ漁船も含めて話し合っています。そういう中で、県の方も予算の範囲内という形の中で優先順位をつけながら事業を進めておりますので、今回これらについては漁業関係者の方々の優先順位に従った形で進められております。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） ほかに。15番須藤正人君。

○15番（須藤正人君） 数年前に岩館地区でですね、公有水面の埋立工事が行われました。この用途目的が漁具保管修理施設というような形で我々に説明がありました。かなり広範囲の岩場が潰れまして、埋立てが行われたわけではありますが、今現在その場所がその目的使用にもならず、何の目的にしようかというような状態でそのまま放置されている状態の部分がございます。この場所は岩館公園北のところではありますが、この公有水面の埋立てにあたって議会でも大変な議論がございました。町長もよくご存じだと思いますが、この場所が埋立てをしてメインコンクリートもまだやっていない状態で、いわば放置されている状態であります。この公有水面の埋立工事が今回も出たわけではありますが、やはり用途目的、建設目的をですね、しっかりとをもって、そして本当に漁民のための公有水面の埋立てなのかということをお漁民にも理解をしていただき、そして我々も理解をしてですね、このこういう事業を進めていかなければならないと思っております。そういうことから、この公有水面埋立て、慎重にですね、本当に漁民の要望の中でこういうものが出てきたものなのか、そういうものを我々にもう少し説明をお願いしたいというふうに思います。

それから4番になりますが、18年度から23年度まで6年間ということでもありますけれども、6カ年だと思っておりますが、よろしく願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 今、図面ですね、この新しいところ、これが今埋立てする場所ですけれども、これを埋立てして今の用途の目的のためにつくるために1億5,000万円かかるというんじゃなくて、八森漁港の18年度の全体の工事費が大体1億5,000万円と。その中の公有水面の今埋立てしているところが今6年間、5年になってはいますが6年間にわたって少しずつつくっていくというふうなことです。

それから、現在この緑色のところをですね、進められているところがありますけれども、港内のしゅんせつをしているわけです。砂が非常にたまって航行に支障があるとい

うことですのでやっていますけれども、そういうしゅんせつとか護岸のかさ上げとか公有水面を含めた全体的な事業費が1億5,000万円と、こういうふうな形で理解していただきと思います。

それから、たまたま今関連して岩館の方の話を出されましたけれども、確かに埋立てをした場所がそのままにされています。ただ県の方の計画では、これから荷捌所の移設とかあります。その場所として活用したらどうかという、そういう意見もあってですね、そういういろんな意見を漁業者と調整をしながら、そして進めるということですので、我々がこうなさい、ああなさいというよりも、やはり第一義的には県漁協と、それから県の間の話の中でそういう計画が練られて年次計画として出されてきているというふうな状況でございますので、漁業者の声を反映しながらやっているというふうに理解しています。そういう意味で、全体的な計画の中で町としても意見があれば当然出していくわけでございますけれども、いずれ何もない中でやって、漁業者のそういった声を聞きながらやっているということだけはご理解していただきたいというふうに思います。

○議長（阿部栄悦君） 15番須藤正人君。

○15番（須藤正人君） 町長の説明でございますが、埋立工事が先で、その指導する目的が後であるというようなことが岩館の公有水面の埋立てであったと思います。加藤町長になる前の事業であります、やはりこういうことがないようにですね、目的をもって工事に入るというような漁民との相談の中で、そして漁民との要望の中でそういう工事が出てくるというようなことでありたいなというふうに思います。そういうことも十分に、漁民との話し合いもいただきながらですね、工事を進めていただきたいと思いません。

○議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 確かに先ほど指摘されたように、岩館の場合は目的があってやったはずですが、それが十分、県の予算事情もあってなかなか着手できないという要素も確かにありましたけれども、それが完成されていないという要素はありますので、今言ったような形で計画を盛る際は十分そこいら辺を加味した形でやるように我々としても県の方にも話をしていきたいというふうに思います。

○議長（阿部栄悦君） ほかに。3番石塚正一君。

○3番（石塚正一君） これは2年前ですか、台風14号・15号によって、このそばにつな

いであります漁船が転覆する恐れがあることから、こういう要望が出されたと思うんですが、ただ、私もそのとき写真等をいろいろ撮りまして現場に行って、そこへ波が船の上に上がりまして今にも沈没するんじゃないか、そういう状況は見てまいりました。ただ、埋立用地の用途の中で、結局この赤印の中のね、3番ですね、護岸とか岸壁とかいろいろなもの書かれています、もうちょっと詳しく、どこにどのような岸壁をやって漁具施設をつくるのか、そういうような説明というのは全然してないんですか。ただ赤くなっていてそこをどのような用途を使うのか、どことどの範囲はどういうものやるんだと、ここのところは、こういうやるんだと、そういう詳しい図面は何にもないわけですか。

○議長（阿部栄悦君） 休憩いたします。

午後2時28分 休 憩

.....
午後3時20分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩以前にさかのぼって本会議を再開いたします。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第39号を採決します。本案は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

本日の日程は全部終了しました。

これをもって会議を閉じます。

散会しますが、その前に当局より今朝ほどお話ししました人事案件について説明があるようですので、このままお待ちをいただきたいと思います。

なお、明日は10時から各常任委員会を開催して、昼までに結論を出していただきたいと思います。午後から本会議で議決したいと、こういう予定であります。

それでは、本日の会議は閉じます。

これをもって散会いたします。ありがとうございました。

午後 3時23分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 阿 部 栄 悦

〃 署名議員 今 井 一 政

〃 署名議員 佐 藤 克 實

〃 署名議員 丸 山 あつ子

平成18年5月16日（火曜日）

議事日程第2号

平成18年5月16日（火曜日）午後1時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第 1 号 専決処分事項の報告について
(八峰町役場の位置に関する条例ほか158件)
- 第 3 議案第 9 号 専決処分事項の報告について
(平成17年度八峰町一般会計暫定予算)
- 第 4 議案第10号 専決処分事項の報告について
(平成17年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計暫定予算)
- 第 5 議案第11号 専決処分事項の報告について
(平成17年度八峰町老人保健特別会計暫定予算)
- 第 6 議案第12号 専決処分事項の報告について
(平成17年度八峰町介護保険事業勘定特別会計暫定予算)
- 第 7 議案第13号 専決処分事項の報告について
(平成17年度八峰町沢目財産区特別会計暫定予算)
- 第 8 議案第14号 専決処分事項の報告について
(平成17年度八峰町埴川財産区特別会計暫定予算)
- 第 9 議案第15号 専決処分事項の報告について
(平成17年度八峰町土地取得特別会計暫定予算)
- 第10 議案第16号 専決処分事項の報告について
(平成17年度八峰町簡易水道事業特別会計暫定予算)
- 第11 議案第17号 専決処分事項の報告について
(平成17年度八峰町公共下水道事業特別会計暫定予算)
- 第12 議案第18号 専決処分事項の報告について
(平成17年度八峰町農業集落排水事業特別会計暫定予算)

- 第 1 3 議案第 1 9 号 専決処分事項の報告について
(平成 1 7 年度八峰町漁業集落排水事業特別会計暫定予算)
- 第 1 4 議案第 2 0 号 専決処分事項の報告について
(平成 1 7 年度八峰町営診療所特別会計暫定予算)
- 第 1 5 議案第 2 1 号 専決処分事項の報告について
(一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例)
- 第 1 6 議案第 2 2 号 専決処分事項の報告について
(八峰町税条例の一部を改正する条例)
- 第 1 7 議案第 2 3 号 専決処分事項の報告について
(八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 第 1 8 議案第 2 4 号 専決処分事項の報告について
(八峰町介護保険条例の全部を改正する条例)
- 第 1 9 議案第 2 5 号 専決処分事項の報告について
(平成 1 8 年度八峰町一般会計暫定予算)
- 第 2 0 議案第 2 6 号 専決処分事項の報告について
(平成 1 8 年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計暫定予算)
- 第 2 1 議案第 2 7 号 専決処分事項の報告について
(平成 1 8 年度八峰町老人保健特別会計暫定予算)
- 第 2 2 議案第 2 8 号 専決処分事項の報告について
(平成 1 8 年度介護保険事業勘定特別会計暫定予算)
- 第 2 3 議案第 2 9 号 専決処分事項の報告について
(平成 1 8 年度八峰町沢目財産区特別会計暫定予算)
- 第 2 4 議案第 3 0 号 専決処分事項の報告について
(平成 1 8 年度八峰町埴川財産区特別会計暫定予算)
- 第 2 5 議案第 3 1 号 専決処分事項の報告について
(平成 1 8 年度八峰町土地取得特別会計暫定予算)
- 第 2 6 議案第 3 2 号 専決処分事項の報告について
(平成 1 8 年度八峰町簡易水道事業特別会計暫定予算)
- 第 2 7 議案第 3 3 号 専決処分事項の報告について
(平成 1 8 年度八峰町公共下水道事業特別会計暫定予算)

- 第 28 議案第 34 号 専決処分事項の報告について
(平成 18 年度八峰町農業集落排水事業特別会計暫定予算)
- 第 29 議案第 35 号 専決処分事項の報告について
(平成 18 年度八峰町漁業集落排水事業特別会計暫定予算)
- 第 30 議案第 36 号 専決処分事項の報告について
(平成 18 年度八峰町営診療所特別会計暫定予算)
- 第 31 選挙第 5 号 八峰町選挙管理委員の選挙について
- 第 32 議案第 40 号 八峰町監査委員の選任について
- 第 33 議案第 41 号 八峰町監査委員の選任について
- 第 34 議案第 42 号 八峰町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 35 議案第 43 号 八峰町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 36 議案第 44 号 八峰町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 37 議案第 45 号 八峰町教育委員会委員の任命について
- 第 38 議案第 46 号 八峰町教育委員会委員の任命について
- 第 39 議案第 47 号 八峰町教育委員会委員の任命について
- 第 40 議案第 48 号 八峰町教育委員会委員の任命について
- 第 41 議案第 49 号 八峰町教育委員会委員の任命について

出席議員 (16 人)

1 番 松 岡 清 悦	2 番 大 山 義 昭	3 番 石 塚 正 一
4 番 今 井 一 政	5 番 佐 藤 克 實	6 番 丸 山 あつ子
7 番 門 脇 直 樹	8 番 菊 地 薫	9 番 福 司 憲 友
10 番 鈴 木 一 彦	11 番 柴 田 正 高	12 番 芦 崎 達 美
13 番 木 藤 實	14 番 見 上 政 子	15 番 須 藤 正 人
16 番 阿 部 栄 悦		

欠席議員 (0 人)

説明のため出席した者

町 長 加 藤 和 夫	教 育 長 伊 勢 富 雄
総 務 課 長 皆 川 鉄 也	収 入 役 室 長 金 谷 茂

企画財政課長	須藤徳雄	税務課長	佐々木 充
管財課長	木村 学	産業振興課長	武田 武
農業振興課長	米森昭一	農業委員会事務局長	松森尚文
建設課長	辻 正英	上下水道課長	高宮建一
教育次長	伊藤 進	福祉課長	佐藤 弘
保健衛生課長	金平嘉孝	八森町民サービス課長	小林孝一
峰浜町民サービス課長	嶋津宣美	学校教育課長	伊勢 均
生涯学習課長	齊藤英市郎	峰浜公民館長	福司和明
学校給食センター所長	加賀谷敏一	子ども園園長	小林慶範

議会事務局職員出席者

議会事務局長 岡田辰雄

午後 1時00分 開 議

○議長（阿部栄悦君） ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、先ほど議会運営委員会を開いてご審議いただきましたが、当局より追加議案が提出されております。このことについて議会運営委員会で審議をしていただきました。その結果、皆様のお手元に配付しております日程度に従って進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第117条の規定により、4番今井一政君、5番佐藤克實君、6番丸山あつ子さんの3名を指名します。

休憩いたします。

午後 1時40分 休 憩

午後 1時55分 再 開

○議長（阿部栄悦君）

日程第2、議案第1号、専決処分事項の報告について（八峰町役場の位置に関する条

例ほか158件)を議題とします。

本案について、各常任委員長の報告を求めます。

質疑、討論については常任委員長の報告後に行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。

それでは、菊地総務常任委員長より報告願います。はい、8番。

○総務常任委員長(菊地 薫君) 報告いたします。

平成18年5月15日の本会議で総務常任委員会に付託となっておりました、議案第1号、専決処分事項について(八峰町役場の位置を定める条例ほか158件)のうち、総務常任委員会所管事項の審議の経緯と結果についてご報告いたします。

本議案については、昨日、木藤議員を除く5名及び本日、全委員出席のもと委員会を開催し、慎重に審議いたしました。

その結果、本議案は全会一致で承認すべきものと決定しましたので、ご報告いたします。

○議長(阿部栄悦君) ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございませんか。

休憩いたします。

午後 1時57分 休 憩

.....
午後 2時00分 再 開

○議長(阿部栄悦君) 本会議に戻ります。本会議を開始します。

ただいまの議案第1号に関しての討論を終わります。

採決したいと思います。これに対して総務常任委員会の委員長報告のとおり、反対の方はいませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) なし。ただいまの菊地総務常任委員長の報告のとおり、第1号処分事項については決しました。承認することに…。

続いて、次に見上教育民生常任委員長の報告を求めます。見上教育民生常任委員長。
14番。

○教育民生常任委員長（見上政子君） 教育民生常任委員長報告をいたします。

平成18年5月15日の本会議で教育民生常任委員会の付託になっておりました、議案第1号、専決処分事項について（八峰町役場の位置を定める条例ほか158件）のうち、教育民生委員会所管事項の審議の経緯と結果について報告します。

本議案については、昨日及び本日、全委員出席のもと委員会を開催し、慎重に審議いたしました。

その結果、本議案は全会一致で承認すべきものと決定しましたので、ご報告いたします。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの教育民生常任委員長の報告について質疑を行います。
質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論なしと認めます。討論がないようですので、討論を終わります。

これから教育民生常任委員長の報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。よって、ただいまの教育民生常任委員長の報告のとおり承認することにいたします。

続いて、今井産業建設常任委員長の報告を求めます。4番今井委員長。

○産業建設常任委員長（今井一政君） 産業建設常任委員長報告をいたします。

平成18年5月15日の本会議で産業建設常任委員会に付託となっておりました、議案第1号、専決処分事項について（八峰町役場の位置を定める条例ほか158件）のうち、産業建設常任委員会所管事項の審議の経緯と結果についてご報告いたします。

本議案については、昨日、鈴木議員を除く4名及び本日、全委員出席のもと委員会を開催し、慎重に審議いたしました。

その結果、本議案は全会一致で承認すべきと決定いたしましたので、ご報告いたします。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの産業建設常任委員長の報告について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

ただいま産業建設常任委員長より報告がありました。討論がないようですので、討論を終わります。

これから産業建設常任委員長の報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議ないようですので、産業建設常任委員長の報告のとおり承認することにいたします。

日程第3、議案第9号、専決処分事項の報告について（平成17年度八峰町一般会計暫定予算）から、日程第14、議案第20号、専決処分事項の報告について（平成17年度八峰町営診療所特別会計暫定予算）を議題とします。

本案について、各常任委員長の報告を求めます。

お諮りします。質疑及び討論については、各常任委員長の報告終了後に行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。

それでは、菊地総務常任委員長より報告願います。8番菊地常任委員長。

○総務常任委員長（菊地 薫君） 報告いたします。

平成18年5月15日の本会議で総務常任委員会に付託となっておりました、議案第9号、専決処分事項の報告について（平成17年度八峰町一般会計暫定予算）から、議案第20号、専決処分事項の報告について（平成17年度八峰町営診療所特別会計暫定予算）のうち、総務常任委員会所管事項の審議の経緯と結果についてご報告します。

本議案については、昨日、木藤議員を除く4名及び本日、全委員出席のもと委員会を

開催し、慎重に審議いたしました。

その結果、本議案は全会一致で承認すべきものと決定しましたので、ご報告いたします。

○議長（阿部栄悦君） 次に、見上教育民生常任委員長の報告を求めます。見上委員長。

○教育民生常任委員長（見上政子君） 教育民生常任委員長報告を行います。

平成18年5月15日の本会議で教育民生常任委員会に付託となっておりました、議案第9号、専決処分事項の報告について（平成17年度八峰町一般会計暫定予算）から、議案第20号、専決処分事項の報告について（平成17年度八峰町営診療所特別会計暫定予算）のうち、教育民生常任委員会所管事項の審議の経緯と結果についてご報告をいたします。

本議案については、昨日及び本日、全委員出席のもと委員会を開催し、慎重に審議いたしました。

その結果、本議案は全会一致で承認すべきものと決定しましたので、ご報告をいたします。

○議長（阿部栄悦君） 次に、今井産業建設常任委員長の報告を求めます。今井常任委員長。

○産業建設常任委員長（今井一政君） 産業建設常任委員長報告をいたします。

平成18年5月15日の本会議で産業建設常任委員会に付託となっておりました、議案第9号、専決処分事項の報告について（平成17年度八峰町一般会計暫定予算）から、議案第20号、専決処分事項の報告について（平成17年度八峰町営診療所特別会計暫定予算）のうち、産業建設常任委員会所管事項の審議の経緯と結果についてご報告します。

本議案については、昨日、鈴木議員を除く4名及び本日、全委員出席のもと委員会を開催し、慎重に審議いたしました。

その結果、本議案は全会一致で承認すべきものと決定しましたので、ご報告申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） これより各常任委員長の報告について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第9号から議案第20号を採決します。本案に対する各常任委員長報告は、いずれも承認することの決定です。議案第9号から議案第20号は、各常任委員長報告のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(阿部栄悦君) 起立全員。したがって、議案第9号から議案第20号は、各常任委員長の報告のとおり承認することに決定しました。

日程第15、議案第21号、専決処分事項の報告について(一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例)並びに日程第16、議案第22号、専決処分事項の報告について(八峰町税条例の一部を改正する条例)、日程第17、議案第23号、専決処分事項の報告について(八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)の3案を一括して議題とします。

本案について、菊地総務常任委員長より報告を求めます。8番菊地常任委員長。

○総務常任委員長(菊地 薫君) 報告いたします。

平成18年5月15日の本会議で総務常任委員会に付託となっておりました、議案第21号、専決処分事項の報告について(一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例)、議案第22号、専決処分事項の報告について(八峰町税条例の一部を改正する条例)及び議案第23号、専決処分事項の報告について(八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)の審議の経緯と結果についてご報告します。

本議案については、昨日、木藤議員を除く4名及び本日、全委員出席のもと委員会を開催し、慎重に審議いたしました。

その結果、本議案は全会一致で承認すべきものと決定しましたので、ご報告いたします。

○議長(阿部栄悦君) ただいまの菊地総務常任委員長のご報告に関し、質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 質疑なしと認めます。

討論を行います。はい、14番見上政子さん。

○14番(見上政子君) 議案第22号、八峰町税条例の一部を改正する条例と、議案第23号、八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に反対討論をいたします。

先ほど説明を受けましたけれども、八峰町税の条例の改正については、やはり所得の

低い人が負担を重く受けてしまい、これが保育料にも跳ね返ってくるというふうなことになる。その意味で反対をいたします。

それから国民健康保険税条例については、国の制度が8万円から9万円ということで決められましたけれども、やはりこれは町民にとって負担になることであります。よって、このことについて反対をいたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論がないようですので、討論を終わります。

採決をいたします。ただいま議案第21号・22号・23号を一括して議題といたしました。ご承知のようにそれぞれに議案が分かれております。ただいま見上さんの討論もありましたが、まぎわらしいのでそれぞれの議題ごとに採決をしまいたいと思います。

最初に議案第21号を採決いたします。議案第21号について賛成の方の起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部栄悦君） 起立全員です。したがって、議案第21号は原案どおり承認されました。

続いて、議案第22号についてを採決いたします。議案第22号について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部栄悦君） 起立多数。よって、議案第22号は原案どおり承認されました。

続いて、議案第23号について採決をいたします。議案第23号について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部栄悦君） 起立多数。よって、議案第23号は原案どおり承認されました。

休憩いたします。

午後2時24分 休 憩

午後2時24分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前にさかのぼって本会議を開会いたします。

日程第18、議案第24号、専決処分事項の報告について（八峰町介護保険条例の全部を改正する条例）を議題とします。

本案について、教育民生常任委員長より報告を求めます。見上教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（見上政子君） 教育民生常任委員長報告を行います。

平成18年5月15日の本会議で教育民生常任委員会に付託になっておりました、議案第24号、専決処分事項の報告について（八峰町介護保険条例の全部を改正する条例）の審議の経緯と結果についてご報告します。

本議案については、昨日及び本日、全委員出席のもと委員会を開催し、慎重に審議いたしました。

その結果、本議案は全会一致で承認すべきものと決定いたしましたので、ご報告をいたします。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの教育民生常任委員長の報告について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、討論を行います。討論はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。本案に対する教育民生常任委員長報告は承認することの決定です。議案第24号は、教育民生常任委員長の報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。よって、議案第24号は教育民生常任委員長の報告のとおり承認することに決定しました。

日程第19、議案第25号、専決処分事項の報告について（平成18年度八峰町一般会計暫定予算）から、日程第30、議案第36号、専決処分事項の報告について（平成18年度八峰町当診療所特別会計暫定予算）を議題とします。

本案について、各常任委員長の報告を求めます。

お諮りします。質疑及び討論については、各常任委員長の報告終了後に行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。

それでは、総務常任委員長より報告願います。菊地総務常任委員長。

○総務常任委員長（菊地 薫君） 報告いたします。

平成18年5月15日の本会議で総務常任委員会に付託となっておりました、議案第25号、専決処分事項の報告について（平成18年度八峰町一般会計暫定予算）から、議案第36号、専決処分事項の報告について（平成18年度八峰町営診療所特別会計暫定予算）のうち、総務常任委員会所管事項の審議の経緯と結果についてご報告します。

本議案については、昨日、木藤議員を除く4名及び本日、全委員出席のもと委員会を開催し、慎重に審議いたしました。

その結果、本議案は全会一致で承認すべきものと決定しましたので、ご報告いたします。

○議長（阿部栄悦君） 次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。見上教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（見上政子君） 教育民生常任委員長報告を行います。

平成18年5月15日の本会議で教育民生常任委員会に付託になっておりました、議案第25号、専決処分事項の報告について（平成18年度八峰町一般会計暫定予算）から、議案第36号、専決処分事項の報告について（平成18年度八峰町営診療所特別会計暫定予算）のうち、教育民生常任委員会所管事項の審議の経緯と結果についてご報告します。

本議案については、昨日及び本日、全委員出席のもと委員会を開催し、慎重に審議いたしました。

その結果、本議案は全会一致、または賛成多数で承認すべきものと決定しましたので、ご報告をいたします。

○議長（阿部栄悦君） 続いて、産業建設常任委員長の報告を求めます。今井産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（今井一政君） 本会議で産業建設常任委員会に付託となっておりました、議案第25号、専決処分事項の報告について（平成18年度八峰町一般会計暫定予算）から、議案第36号、専決処分事項の報告について（平成18年度八峰町営診療所特別会計暫定予算）のうち、産業建設常任委員会所管事項の審議の経緯と結果についてご報告します。

本議案については、昨日、鈴木議員を除く4名及び本日、全委員出席のもと委員会を開催し、慎重に審議いたしました。

その結果、本議案は全会一致で承認すべきものと決定しましたので、ご報告申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） 各常任委員長の報告について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第25号から議案第36号を採決します。本案に対する各常任委員長報告は、いずれも承認することの決定です。議案第25号から議案第36号については、各常任委員長の報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。よって、議案第25号から議案第36号は各常任委員長の報告のとおり承認することに決定しました。

日程第31、選挙第5号、八峰町選挙管理委員及び同補充員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法は議長が指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、選挙管理委員には日沼幸隆さん、下坂順子さん、藤田正彦さん、武田ムツ子さん、以上4名の方を指名します。

お諮りします。ただいま指名した4名の方を八峰町選挙管理委員の当選人とすることと決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました日沼幸隆さん下坂順子さん、藤田正彦さん、武田ムツ子さんが八峰町選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員を指名します。

第1順位 工藤俊和さん、第2順位 加賀洋子さん、第3順位 嶋津隆一さん、第4順位 銭谷八重子さん、以上4名の方を指名します。

お諮りします。ただいま指名した4名の方を八峰町選挙管理委員補充員の当選人と決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました第1順位 工藤俊和さん、第2順位 加賀洋子さん、第3順位 嶋津隆一さん、第4順位 銭谷八重子さんが八峰町選挙管理委員補充員に当選されました。

日程第32、議案第40号、八峰町監査委員の選任についてを議題とします。

当局の説明を求めます。加藤町長。

○町長(加藤和夫君) 議案第40号、八峰町監査委員の選任について説明をいたします。

八峰町監査委員として次の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住 所 八峰町八森字浜田115番地

氏 名 日沼照美(昭和17年11月29日生)

提案理由ですけれども、地方自治法第196条第1項の規定により、新たに監査委員を選任するものである。

日沼さんは、平成11年から2期町会議員をやられ、議会推薦の監査も経験済みでございます。現在、浜田自治会長を行っておりますし、企業経営についても明るい方でございますので監査に適任と思っておりますので、ぜひ同意願いたいと思っております。

○議長(阿部栄悦君) お諮りします。採決の方法は、会議規則第86条の規定により簡易表決にしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(阿部栄悦君) 起立全員です。よって、議案第40号は原案どおり同意することに決定しました。

日程第33、議案第41号、八峰町監査委員の選任についてを議題とします。

当局の説明を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 議案第41号、八峰町監査委員の選任についてご説明申し上げます。

八峰町監査委員として次の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住 所 八峰町峰浜目潟字目潟81番地

氏 名 柴田正高（昭和24年11月7日生）

提案理由ですけれども、地方自治法第196条第1項により、新たに監査委員を選任するものであります。

柴田正高さんは皆さんご存じですので紹介は省略しますが、議会推薦として提案いたしましたので、ぜひとも同意をお願いしたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） お諮りします。採決の方法は、会議規則第86条の規定により簡易表決にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。

ただいまの原案にご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。よって、議案第41号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第34、議案第42号、八峰町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

当局の説明を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 議案第42号、八峰町固定資産評価審査委員会委員の選任についてご説明をします。

八峰町固定資産評価審査委員会委員として次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住 所 八峰町峰浜水沢字三ツ森カッチキ台1番地4

氏 名 銭谷芳美（昭和9年11月26日生）

提案理由ですけれども、現在の八峰町固定資産評価審査委員会委員は、地方税法第423条第9項の規定により選任された委員のため、同法第423条第3項の規定に基づく委員を新たに選任するものであります。

現在、銭谷さんは暫定委員として頑張っていたいただきましたし、旧峰浜村でも同委員を務められて大変経験豊富な方でございますので、ぜひともご同意をお願いしたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） お諮りします。採決の方法は、会議規則第86条の規定により簡易表決にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。1番松岡さん。

○1番（松岡清悦君） 身内の者につき、退席させていただきます。

○議長（阿部栄悦君） どうぞ退席してください。1番議員の退席を認めます。

（1番 松岡清悦君 退席）

○議長（阿部栄悦君） 簡易表決にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。よって、議案第42号は原案のとおり同意することに決定しました。

（1番 松岡清悦君 着席）

○議長（阿部栄悦君） 日程第35、議案第43号、八峰町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

当局の説明を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 議案第43号、八峰町固定資産評価審査委員会委員の選任についてご説明します。

八峰町固定資産評価審査委員会委員として次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住 所 八峰町八森字八森275番地

氏 名 神垣睦廣（昭和15年12月18日生）

提案理由ですけれども、現在の八峰町固定資産評価審査委員会委員は、地方税法第423条第9項の規定により選任された委員のため、同法第423条第3項の規定に基づく委員を新たに選任するものであります。

神垣さんは元八森町の役場職員でもございましたけれども、職務の内容に精通しておりますので、ぜひとも適任者としてご同意をお願いしたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） お諮りします。採決の方法は、会議規則第86条の規定により簡易表決にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。

本案の原案についてご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。よって、議案第43号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第36、議案第44号、八峰町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

当局の説明を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 議案第44号、八峰町固定資産評価審査委員会委員の選任についてご説明をいたします。

八峰町固定資産評価審査委員会委員として次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住 所 八峰町峰浜塙字豊前長根125番地

氏 名 水木 博（昭和13年12月29日生）

提案理由ですけれども、現在の八峰町固定資産評価審査委員会委員は、地方税法第423条第9項の規定により選任された委員のため、同法第423条第3項の規定に基づく委員を新たに選任するものであります。

水木さんは暫定委員も務めていただきましたけれども、旧峰浜村でも同委員を務められ経験も豊富でございますので、同意方ひとつよろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） お諮りします。採決の方法は、会議規則第86条の規定により簡易表決にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。

よって、本案については原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 議案第44号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第37、議案第45号、八峰町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

当局の説明を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 議案第45号、八峰町教育委員会委員の任命についてご説明します。

八峰町教育委員会の委員として次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運

営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住 所 八峰町八森字中浜54番地1

氏 名 千葉良一（昭和18年10月2日生）

提案理由ですけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第18条第2項により現在の教育委員会の委員が任期満了となるため、新たに任命するものであります。

千葉さんは旧八森町助役、新町の職務執行者等々、行政経験もありますし、過去教育委員の経験者でもありますので、再び教育行政に頑張っていただきたいということで上程しましたので、ぜひ同意をお願いしたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） お諮りします。採決の方法は、会議規則第86条の規定により簡易表決にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○3番（石塚正一君） 投票をお願いします。

○議長（阿部栄悦君） ただいま3番議員より投票でという意見がありました。投票の声がありますので、これから議案第45号を採決します。この採決は、無記名投票で行います。

ただいまの出席議員は16名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に10番鈴木一彦君、11番柴田正高君、12番芦崎達美君の3名を指名します。

○議長（阿部栄悦君） 休憩いたします。

午後 2時53分 休 憩

.....
午後 2時58分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前にさかのぼって本会議を開会いたします。

先ほど立会人を10番鈴木一彦君、11番柴田正高君、12番芦崎達美君の3名を指名いたしました。

これより投票を行いますので、議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○議長（阿部栄悦君） 念のために申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」、反対の方は「反対」と記載願います。

投票用紙の配付をいたします。

(投票用紙配付)

○議長（阿部栄悦君） 投票箱の点検をします。

(投票箱確認)

○議長（阿部栄悦君） 配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（阿部栄悦君） なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票をお願いします。

(投票)

○議長（阿部栄悦君） 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（阿部栄悦君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。鈴木一彦君、柴田正高君、芦崎達美君は、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長（阿部栄悦君） 選挙の結果を報告します。

投票総数16票、有効投票16票、無効投票ゼロ。有効投票のうち、賛成12票、反対4票、白票ゼロ票。

以上のおおり、議案第45号は原案どおり同意することに決定しました。

休憩いたします。

午後3時 5分 休 憩

.....
午後3時11分 再 開

○議長（阿部栄悦君）

先ほど行われました日程第37、議案第45号、八峰町教育委員会委員の任命について選挙をいたしました。議長に選挙の投票資格がないということが判明いたしました。大変不勉強で失礼をいたしました。心からおわびを申し上げます。今後こういうことのないように勉強してまいりたいと思います。

先ほどお諮りしたとおり、申しわけないわけでありませぬけれども、ただいまの議案第

45号については選挙をやり直したいしたいと思いますので、皆様のご意見をお諮りいたします。やり直すことにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。よって、ただいまの行いました選挙をもう一度やり直したいと思います。

繰り返して申し上げます。日程第37、議案第45号、八峰町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

当局の説明に関しては先ほど町長より説明がございました。選挙の部分のみ訂正をいたしたいと思いますので、これより投票を行いたいと思います。投票については、原案に賛成の方、反対の方、賛成の方は「賛成」、反対の方は「反対」と記入願います。

投票用紙の配付を行います。

(投票用紙配付)

○議長(阿部栄悦君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱確認)

○議長(阿部栄悦君) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

(投票)

○議長(阿部栄悦君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。鈴木一彦君、柴田正高君、芦崎達美君は、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○議長(阿部栄悦君) 選挙の結果を報告します。

投票総数15票、有効投票15票、無効投票ゼロ。有効投票のうち、賛成11票、反対4票、白票ゼロ票。

以上のとおりであり、議案第45号は原案どおり同意することに決定しました。

日程第38、議案第46号、八峰町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

当局の説明を求めます。加藤町長。

- 町長（加藤和夫君） 議案第46号、八峰町教育委員会委員の任命についてを説明いたします。

八峰町教育委員会委員として次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住 所 八峰町峰浜水沢字カッチキ台3番地37

氏 名 皆川昭夫（昭和13年3月16日生）

提案理由ですけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第18条第2項により現在の教育委員会委員が任期満了となるため、新たに任命するものであります。

皆川先生は平成10年3月から旧峰浜村教育委員を務められております。小学校や、あるいはまたそれ以前には峰浜中学校の教頭なども歴任されて、教育行政に明るい方でございますので、ぜひとも同意方お願い申し上げます。

- 議長（阿部栄悦君） お諮りします。採決の方法は投票にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。よって、議案第46号は投票で選挙を行います。

投票用紙を配付願います。議場は閉鎖いたしません。

（投票用紙配付）

- 議長（阿部栄悦君） ただいまの出席議員は議長を含めて16人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に13番木藤 實君、14番見上政子さん、15番須藤正人君の3名を指名します。

念のために申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」、反対の方は「反対」と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱確認）

○議長（阿部栄悦君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

（投票）

○議長（阿部栄悦君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を願います。13番木藤 實君、14番見上政子君、15番須藤正人君、開票の立ち会いをお願いします。

（開票）

○議長（阿部栄悦君） 選挙の結果を報告します。

投票総数15票、有効投票15票、無効投票ゼロ。有効投票のうち、賛成14票、反対1票、白票ゼロ。

よって、議案第46号は原案どおり同意することに決定しました。

日程第39、議案第47号、八峰町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

当局の説明を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 議案第47号、八峰町教育委員会委員の任命についてご説明します。

八峰町教育委員会の委員として次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住 所 八峰町八森字椿57番地

氏 名 奈良成夫（昭和24年2月8日生）

提案理由でございますけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第18条第2項により現在の教育委員会の委員が任期満了となるため、新たに任命するものであります。

奈良さんは旧八森町の教育委員長も務められ、かつて観海、八中のPTA会長などでもご活躍されて教育活動に熱心な方でございますので、ぜひともご同意をお願いしたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） お諮りします。採決の方法は、先ほどと同じく投票による選挙で行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。よって、これより選挙を行います。

ただいまの出席者数は議長を含めて16人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番松岡清悦君、2番大山義昭君、3番石塚正一君の3名を指名します。

念のために申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」、反対の方は「反対」と記載願います。

投票用紙の配付を願います。

（投票用紙配付）

○議長（阿部栄悦君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱確認）

○議長（阿部栄悦君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

（投票）

○議長（阿部栄悦君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を願います。1番松岡清悦君、2番大山義昭君、3番石塚正一君は、開票の立ち会いをお願いします。

（開票）

○議長（阿部栄悦君） 選挙の結果を報告します。

投票総数15票、有効投票15票、無効投票ゼロ。有効投票のうち、賛成15票、反対ゼロ。

よって、議案第47号は原案どおり同意することに決定しました。

日程第40、議案第48号、八峰町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

当局の説明を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 議案第48号、八峰町教育委員会委員の任命についてご説明します。

八峰町教育委員会の委員として次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住 所 八峰町峰浜水沢字大久保岱73番地

氏 名 田村芳夫（昭和5年1月22日生）

提案理由ですけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第18条第2項により現在の教育委員会の委員が任期満了となるため、新たに任命するものであります。

田村さんは旧峰浜村教育委員や教育委員長で活躍された方でございます。現在、自治会長などもやられておる方でございます。経験も豊富でありますので、この後も教育行政でぜひご活躍していただきたいと思っておりますので同意をお願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） お諮りします。採決の方法は投票による選挙を行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。

ただいまの出席者数は議長を含めて16人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に4番今井一政君、5番佐藤克實さん、6番丸山あつ子さんの3名を指名します。

念のために申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」、反対の方は「反対」と記載願います。

投票用紙の配付を願います。

（投票用紙配付）

○議長（阿部栄悦君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱確認）

○議長（阿部栄悦君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

（投票）

○議長（阿部栄悦君） 投票漏れはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を願います。4番今井一政君、5番佐藤克實君、6番丸山あつ子さんは、開票の立ち会いをお願いします。

（開票）

○議長（阿部栄悦君） 選挙の結果を報告します。

投票総数15票、有効投票 票、無効投票 票。有効投票のうち、賛成 票、反対 票。よって、議案第48号は原案どおり同意することに決定しました。

日程第41、議案第49号、八峰町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

当局の説明を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 議案第49号、八峰町教育委員会委員の任命についてご説明します。

八峰町教育委員会の委員として次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住 所 八峰町八森字岩館塚の台27番地11

氏 名 井川 誠（昭和25年12月1日生）

提案理由ですけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第18条第2項により現在の教育委員会の委員が任期満了となるため、新たに任命するものであります。

ぜひともご同意をお願いしたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） お諮りします。採決の方法は、投票による選挙を行いたいと思えます。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。

ただいまの出席議員数は議長を含めて16人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に7番門脇直樹君、8番菊地 薫君、9番福司憲友君の3名を指名します。

念のために申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」、反対の方は「反対」と記載願います。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議長(阿部栄悦君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱確認)

○議長(阿部栄悦君) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

(投票)

○議長(阿部栄悦君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。門脇直樹君、菊地 薫君、福司憲友君は、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長(阿部栄悦君) 投票の結果を報告します。

投票総数15票、有効投票15票、無効投票ゼロ。有効投票のうち、賛成11票、反対4票。

よって、議案第49号は原案どおり同意することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもって平成18年第1回八峰町議会臨時会を閉じます。ご協力ありがとうございました。

午後 3時42分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 阿 部 栄 悦

〃 署名議員 今 井 一 政

〃 署名議員 佐 藤 克 實

〃 署名議員 丸 山 あつ子